

令和6年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

令和6年6月11日(火)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番 酒井圭治君
2番 長岡千恵子君
3番 川崎直文君
5番 清水紀人君
6番 金元直栄君
7番 森山充君
8番 清水憲一君
9番 滝波登喜男君
10番 斎藤則男君
11番 上田誠君
12番 松川正樹君
13番 楠圭介君
14番 中村勘太郎君

4 欠席議員(1名)

4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町長 河合永充君
副町長 北川善一君

教 育 長	竹 内 康 高 君
消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 長	多 田 和 憲 君
財 政 課 長	原 武 史 君
契 約 管 財 課 長	朝 日 清 智 君
総 合 政 策 課 長	清 水 智 昭 君
えい住支援課長	深 水 正 康 君
建設課長	竹 澤 隆 一 君
農 林 課 長	島 田 通 正 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
商 工 觀 光 課 長	江 守 直 美 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
福 祉 保 健 課 長	高 嶋 晃 君
住 民 税 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	吉 田 正 幸 君
子 育 て 支 援 課 長	池 端 時 枝 君
会 計 課 長	波 多 野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

(午前9時00分 開議)

～開会宣言～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところを御参集いただき、ここに11日目の議事が開会できることを心から厚く御礼を申し上げます。

今日はちょっと出かけるときに遭遇したのですけども、管内の永平寺町内の小学校の合唱コンクール大会が開催されると、サンサンホールでとお聞きして、なんか小学校の御陵小学校の前にね、バスが止まっていましたので、校長先生にお尋ねしたところそういうことをおっしゃっていました。こういう大会が開かれるということでございます。

本定例会は、クールビズ期間に伴い議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、御理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付しておりますので、よろしく御協力のほどお願ひを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、3番、川崎君の質問を許します。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） おはようございます。一般質問2日目ということで、最初の一般質問、私、川崎直文が行います。よろしくお願ひします。

最初の質問はですね、学校給食の運営方法の研究、そして選択はという問い合わせです。

昨日ですね、楠議員の一般質問で、給食センター設置において住民のメリットとはという問い合わせがありました。私の質問はですね、昨年行いました、行政が行った学校給食の運営方法の確認ということについて、最初お話をさせていただきたいなと思います。

令和6年度当初予算に関わる主要事業の中にはあります、学校給食管理運営諸経

費事業分析のところに、学校給食の運営において、1つ、児童生徒数の減少、そして2つ目ですがね、調理員の人材確保、3つ目が、施設の老朽化などの課題がある。令和5年度には、他市町の給食センターを視察し、衛生管理、そして作業環境、それから負担軽減ですね、こういった視点で運営状況を確認されました。今後も引き続き、他市町の給食運営を参考にし、自校方式、センター方式、委託方式を含め、本町に適した学校給食の運営方法を研究していくとあります。このことについてですね、まず質問をさせていただきます。

令和5年度に行った視察、それから運営状況の確認、実施内容、その結果どういう状況を把握されたのかということをお話し願いたいと思います。あわら市以外の視察はどうだったのか、町内の小学校、中学校、漏れなく給食の施設を確認したのか、そして上志比の給食センターの運営状況も併せてしっかりと把握されたのかということも含めてですね、お答え願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 御答弁させていただきます。昨年11月の14日と17日の両日、他市町の学校給食の運営状況を拝見したく、越前町及びあわら市の給食センターの視察に伺いました。

越前町については、全校センター方式で、業務委託で運営されておりました。また、あわら市については、全校センター方式ですが、市の直営での運営を行っておりました。両市町の給食センターとも、施設や設備の老朽化、機器のトラブル、衛生管理の低下などの課題があったことから、これらを改善するため、自校方式をセンター方式に、また既存のセンターを集約して新しく給食センターを建設されたと伺っております。

これによってHACCPに沿った衛生管理の徹底が図られ、また、ドライシステムとか最新の電化厨房機器などの導入などによって結果として作業環境の向上、また調理員の負担軽減、また地産地消の向上が図られたということで伺っております。

また、視察内容につきましては、事前に視察、こういうことをしたいっていうことで、例えば建設部門のところはどうかとか、衛生部門の項目に分けて、伺つたっていうことです。

例えばですね、建設部門については、全センター方式に変えた動機とか、建設に当たりまして配慮したこと、保護者とかスケジュール感などについてちょっと

伺ったということです。

運営方法については、センターにしてよかったですとか、課題、人材配置、食材の確保などについて伺いました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 視察先の今報告をされたのですけども、まず町内の小学校、中学校、自校方式、上志比はセンター方式ですけれども、この現場がどうなっているのかという現場確認はされたのでしょうか。

視察して、自校方式からセンター方式へ変えたと、いうその事例を研究するのもいいですけれども、まずは自分のところの学校給食の施設がどうなっているかというところをしっかり把握されたことと私は思っているのですけども、その点についてはこれからになるのか、ちょっとそこら辺のところをお話し願いたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 当町の学校給食の運営法につきましては、直営、自校方式ということで、上志比小学校、中学校についてはセンター方式ということで運営方法についての内容については、常日頃運営方については確認しております。

また、先日ですか、映像を見ていただいて比較させていただきました。まだそれによって今後どうしていくかっていうのは、今後また考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回視察に行かせていただいたのは、やっぱり、今、まず調理員の方がなかなか集まつてこないから、ほかの市町がどうやっているのかっていうことで、給食センターをやろうとか、そういったのではなく、ほかの町の現状を確認させてもらうために視察にまず行かせていただきました。

ずっとこの現場、永平寺町の給食センターの実情というのは、実はもう学校教育課は常に機材の入替えとか故障とか、例えば調理員さんの環境でエアコンを全部入れるとか、そういったのを常にやりながらいろいろな向上を図ってきたわけですが、今回改めてその最先端の施設というものを見させていただく中で、そういった視点でもう一度この永平寺町の給食センターの位置といいますか、今置か

れている環境とか、そういうものはもうしっかり分析しています。

改めて今回の視察に行かせていただいて、もう見方が変わった。やっぱりそのHACCPの面やいろいろな面、衛生管理、アレルギー、また調理員さんの本当に労働環境の機械化など、そういうことがやっぱり改めて遅れているなというそういう認識は今しっかり持っています、ただ、この調理室、今皆さんに視察していただくわけにも、衛生管理がありますので、今回それを踏まえてビデオを使わせていただきまして、皆さんに確認をいただいたっていうのが現状ですので、あわら市の映像と、今回うちの映像10分ほどですが、あれを見ていただくある程度、永平寺町の今の給食室の環境、最先端とここを比べてどうかっていうのは御理解をいただけるかなと思っております。

まださらに深掘りをするときには、また施設のそういう現状とかそういうのはこれから議会の皆さんともしっかり議論をしていきたいなと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） センター方式とか視察されると同時に、現場確認もされたのかなと思って今問い合わせをしました。今、町長のお話にもありましたように、今回の視察、課題を持って視察されたわけですけども、それと現場との比較をしたプレゼン動画「学校給食課題」というものを行政まとめられました。議会のほうにも提示されまして、我々もそれで研修をさせていただきました。

そのプレゼン動画のまとめのところに、永平寺町の学校給食も安全に調理を行うための衛生管理手法であるHACCPですね、これの考えに基づいて調理を行っていますが、町内の給食施設、昭和40年から50年代に建設された給食室であり、構造上ですね基準を満たしていない部分があると。構造上ですよね。保健所や学校、薬剤師の助言をいただきながら運営をしていますというまとめが紹介されました。衛生管理、作業環境、負担軽減ということがこの動画でしっかりとまとめられて、課題提起をされております。

るべき給食運営方法もいいのですけども、現場がどういう課題を持っているのかということです。それと大事なのはその課題解決が早期に対応しなきゃいけないのかどうかと、ここの判断がですよね、非常に重要になってきます。

プレゼン動画にまとめられました学校給食課題、何点か出ております。衛生管理、作業環境、負担軽減、これを一度しっかりと捉えて、これの緊急度、これを改善するためにどれくらいのタイミングでやらなきゃいけないのでないかというところをどう捉えておられるのかというところを、お話ししていただきたいと思

います。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 衛生管理における課題の1つとしては、先ほど申し上げましたHACCPに沿った衛生管理が挙げられます。当町では、HACCPの概念に基づきまして、大量調理施設衛生管理のマニュアル、また学校教育衛生管理基準を参考にして、当町の衛生管理マニュアルに沿って調理員は日々の衛生管理などに徹しております。しかし議員さんがおっしゃられるとおり、先日の映像で御覧になられたとおり、例えば調理場の2次汚染防止の観点から汚染作業区域と非汚染作業区域、またその他の区域に部屋単位で区分することとなっておりますが、当町では施設の構造上対応が難しく、作業工程ごとにエプロンの交換、また、小まめな洗浄とか消毒、極力床を濡らさない運用など、今ある設備の中で工夫して対応しているところでございます。

もちろんこの対応につきましては先ほど議員さんがおっしゃられるとおり、学校医、薬剤師の方、また栄養教諭の協力、また保健所の助言をいただいて対応していますので、調理の安全面には問題はございませんが、ただ細かな対応が必要になることで調理員さんの負担は懸念されているところでございます。

また、このほか厨房機器の老朽化もございますし、調理員の人手不足といった課題のある中で、どのように対応していくかということは長期的な視点から早急に検討する必要があると捉えております。

現在の給食施設を広げることはちょっと現実的にはちょっと無理があると思っています。ですが部屋の区分ができないこと以外については、衛生管理マニュアルに沿って運用されています。またこれまでどおり保健所の方の助言をもらって対応を続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ちょっと答弁を補足させていただきます。

今自校方式をやっておりまして、今回議会の皆さんのが視察に行かれます。そこでぜひ私たちも行って、もし自校方式がどういう形なら可能なのか、どういう投資が必要なのか、その施設を大きくしなければいけないのか、今のスペースができるのか。こういったことをちょっと勉強させていただいて、トータル的に大きな投資になる可能性もありますので、まずは給食センターでいくのか、自校方式でいくのかっていうことをまずしっかり決めてから、進めていかなければいけないなと思っております。

いずれにしましても、いろいろな課題が御存じのとおり、ここに今お示ししている課題、また仕入れとかこういったのも、小さい学校にはなかなか人手不足で仕入れをちょっと断られるような流れにもあるような形、話も聞いておりますので、そういうことも併せてどうやっていくかっていうのをちょっと本当にこの場で議論を、皆さんともしっかり議論をしていきたいと思いますし、いろんな情報はやっぱり共有をしていきたいと思いますので、まだこれ質問を続きますが、今ちょっと今勘違いされると駄目だなと思ったのは、今、まだ給食センターありきで進んでいるのではなくて、まずはどういう方向で今、方向性を出すかということの段階ですので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今、町内の小・中学校、恐らく上志比の給食センターもそうだと思います。以前に造られた施設です。基準も変わっています。大事なのは現状を把握して、HACCPの基準を満たしていない。これ食品を食べる人、児童・生徒に届けるまでの工程管理での衛生管理です。これはもう必須ですね。これに課題があるのはもっと危機感を持ってですよね、早急に私はこの課題解決に当たるべきだと思います。

自校方式のままHACCP基準を満たす改造するのか、センター方式で対応するのか、これは次の早い時期にその方向性を決めて、私が言いたいのは、現状課題があるわけですね。待っていられないですよね。その危機感を持ってですね、これから対応をしっかりやっていかないかんのじゃないかなということです。

給食衛生管理に問題ありっていうのは非常にあんまりこれ言いたくないですけども、大変なことです。そこら辺の感覚をしっかり持ってこの事業には取り組んでいかなければダメじゃないかなと思います。

今申し上げたことも含めてですね、令和6年はですね、学校給食の運営の研究という言葉はまだ残っています。令和6年はまだ研究していく、そして現場を確認する、将来はどういう運用方式があるのか、ここをしっかりと研究していくということですけども。

今後ですね、さっきも言いましたように、もう一度現場を見てその危機感をしっかりと把握する、そしていろんなところを見ながらですね、将来あるべき給食の供給システムは何がいいのかというのを、これは早急に取り組んでいかなければいけない話じゃないかなと思います。そこら辺の感覚、どういう日程でおられるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

そして学校給食に関してはですね、衛生面とか作業の軽減とか、それ以外に児童・生徒の食の食育教育っていうのですか、そういう面もありますね。いろんな面がありますから、将来どういう方式でいくのかというのはいろんな面での項目を考えて決定していかなければいけないのでないかなと思います。

令和6年の研究の日程というのがもう明確になっていると思うのですけども、そこら辺はどのような内容を確認して、どういう視察をして、どういう現場確認をして、いつ頃までにその把握をして、もう一度棚卸するのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村勘太郎君）　学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　先ほどもありましたとおり、学校給食の運営には様々な方法がございます。ただ、今、自校方式にするのか、他のセンター方式にするのか、まだちょっと決まっておりませんけれども、今後は現在の当町が抱えている課題解決に向けて、先ほどもお話をありましたとおり、議会では7月に県外の給食運営の視察に伺うとも聞いていますし、私たちもそれに参加したいと思っております。まず県内外の学校給食の運営状況をまずは視察しまして、様々な給食運営方式のメリットまたデメリット、改修または建築にかかるコスト、調理員の雇用状況、地産地消などの情報収集を行いまして、総合的に整理、検討して、当町に適した運営方法の方向性を早い段階には示していきたいと考えておりますが、まだ学校、保護者、調理員やまた議会などの多くの方々の御意見をいただく必要があると思いますので、今のところはいつまでっていうことは決まっておりませんが、研究には少し時間がかかるものだと思っております。

○議長（中村勘太郎君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　今回議会が7月に視察に行っていただきます。これはやっぱり議会もこの課題について早急に取り組むという、そういう意思の表れかなと思っておりまして、本当に、1つ、自校方式をセンター方式から自校方式に変えた、その視察に行かれるということで、町としても物すごい実はここ関心がありまして、どういうふうに戻したか、予算はどれぐらいなのか、どういう運営をしているのか、ここについてはやっぱり建設的な議論をこれから積み重ねていかなければいけないなと思っています。

本当に感情とかといったものではなしに、じゃ各園を残すにはどれぐらいのこれから人が必要で、どれぐらいの投資が必要なのか。地産地消とかいろいろあると思います。まずは7月のそこの視察、うちの職員、これも課長、そして参事、

管理職2人が同行させていただきますので、また行政の視点でもいろいろ勉強させていただいて、それを基に一度皆さんと共有をする場を持たせていただけたらなと思います。またその中で方向性、またいろいろ出ると思います。

じゃ永平寺町でその新潟の市のやり方を落とし込んだ場合、どういう影響が出るか、メリット、デメリット、こういったのも一度冷静に分析をしながら、そしてさらにその中でまた議論した中で、次にもう一度、じゃこういうところはないかとか、ここはもう一度研修というか視察をさせていただいて、またよりよい方向に結びつけていきたいなと思います。

ここでは本当におっしゃられた、まず子供たちの安心安全な給食をどういう形で確保していくか、それと将来に向けて今、これから将来起きるのであろう例えば人手不足であったり、商店の減少であったり、地産地消であったり、農業の振興であったり、こういったことをどうこの給食とを結びつけていくか。昨日、楠議員の中で1足す1は3とか4とかという話もありましたが、そういったこともしっかりとつけて議論をして決めていくということが大事かなって思っていますので、議員おっしゃるとおり、本当に映像見ていただいたら、このやっぱり課題、これ議員の皆さん、関心を持たれていることで、次、視察行っていただけるのかなど、この前に決まっていたようですが。ですので、また一緒に町民の、また子供たちのために議論できて、決定をして、進めていくことができたらいいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） ちょっと視点を変えて確認をさせていただきます。今回、小学校、中学校、そして現場は上志比の給食センター、これをどういう方向に持っていくのかということになると思います。町内の幼稚園、児童園については、この研究、そして次の方向性の対象にはならないのでしょうか。よろしいですか。どうぞお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 児童園については、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準にて、児童園には調理室を設け、その施設内で調理する方法により行わなければならないことが、設備の基準として記載されており、園内での給食提供が原則定められています。よって、幼稚園、児童園におきましては、運営の方向性としては現状を維持することが望ましいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） いろいろと国のルールがあって、別での取組ということですけれども、これやっぱり給食という現場を見ると同じような課題があるのでないかなと思います。そしてこれからどういう方式に自校方式、園独自でやるという方法、それからセンター方式、いずれにしてもお金のかかる話です。

ほかの全国の事例を見ますと、まず幼稚園の給食から何かセンター化したとかっていう事例もありますので、国のルールに基づいての判断と思うのですけども、そのルールを何か飛び越えてですね何か対応できないのかなと、ちょっと私も勉強不足で提言はできないのですけども。ぜひとも現場サイドからいくと、小・中学校、良くなつたけれども、じゃ幼稚園どうするのって話。これは大事なのでないかなと思います。

小・中学校も一方で再編という、それが進んでいくわけですから、幼稚園もどうなるか分かりませんけども、トータル、施設の再編という一方で少子化に伴う再編と同時に、やっぱり進めていくべきでないかなと思います。

幼稚園、幼稚園も現場サイドからすると、何とか対応しなきゃいけないのでないかなという思いがありまして、しっかりと行政納得の上で、できれば幼稚園、幼稚園も対象に入れて、永平寺町の給食施設、園児から中学生まで、生徒までしっかりと対応していますというのが何かあるべき姿でないかなと私は思います。ちょっと提言にとどめ、よろしいでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 幼稚園につきましては、今ほどありました。ただ特区というやり方でやることもありますが、いずれにしましても幼稚園部門も今回しっかりと研究をさせて、いろんな法律とかの中で研究させていただきたいなと思います。

やっぱり実は幼稚園の給食のほうも、園によっては配達をする業者さんがもう数年で配達はやめたいとか、ちょっと厳しいというお話も出てきていますので、その食材をどうそこへ持っていくのかっていうのも、併せて検討していかなければいけないと思いますので、その部分も、幼稚園の部分も法律をしっかりと勉強して、先進的な事例こういったこともどうしていったらいいかということで、研究をさせていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今、町長のお話の中にもありましたように、私の地元の志比北幼稚園でもそういう話が出ております。

そして現実的に吉野小学校は、隣の吉野幼稚園の給食室も兼ねているという現

状があるわけですよね。それは何かしっかり町としての意思を出せば可能なのかという思いがあります。

次の質問に移ります。これまでですね、研究という段階ですけども、これいざれにしてもですね、いろんな事例の現場を見ながらですね、いろんな課題解決の重要性を把握します。

どの方式で運用していくのがいいのかというのを、方向性も当然必要です。むしろこれを早い時期に方向性を出して、将来あるべき給食方式を決めてですね、そして早急にその対応していくと、HACCPの基準を満足するような施設を整備していくということが大事じゃないかなと思います。

研究の内容、それから日程はお伺いしました。次に具体的に例えば学校給食検討委員会とか、そういう組織をつくりながらですね、いろんな現状を分析し、将来あるべき学校給食の方式を念頭に置きながらですね方向性を決めていく、こういう組織が大事なのでないかなと思います。

そして検討委員会から提言、方向づけを出していただいて、最終的には行政我々と一緒にやってですね、将来あるべき永平寺町の学校給食、園も含めた給食のあるべき姿方向性を明確にし、具体的にこういう方式でいくというのを、いち早く出さなきゃいけないのでないかなと思います。研究と同時にそういう組織とうまく連携しながら、提言をもらいそして方向づけをしていくと。この進め方をいま一度確認したいのですけども。

そして大事なのは検討委員会で出た方向づけ、そしていつ頃にもう決めていきますと、それに基づいて財政的な手当も必要ですし、それから短期間で、例えばその済む話でないですね。自校方式でやるにしても一気に投資できるではないですね。順次やっていくと、重要なところをやっていくというような取組になると思います。

大まかに、研究期間は今年令和6年終わります。そして学校、たとえですけれども学校給食検討委員会などの組織を立ち上げてですね、しっかりした方向づけの提言をもらうと。そして永平寺町の給食はこういう方式でいくというのを、どれくらいのタイミングで出さなきゃいけないのかなという、そこら辺のことはどう考えておられるのか。

それに向かってですね、しっかりと限られた期間で研究をし、検討しそして結論を出さなきゃいけない。町の事業で大事なのはそこですよね。そこら辺のところはどう考えておられるのか。お伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱり今、今この時点で去年の11月に給食センターを福井県の越前町とあわら市、実はこれ、越前町、あわらをモデルにした給食センターで、よく似た構造の給食センターでした。その中で最先端ですよね、皆さん映像見られたと思います。最先端の施設を見ました。今度また議会のほうから自校方式に戻したところがあるそうです。ではそこもしっかり勉強して研修をして、さらに僕はこれまた皆さんに行かれて、帰ってきて、またいろいろ分析して研究をして、じゃこういったところもまた見に行こうって、やっぱりまずはいろんな情報を私たち政治家がインプットをしながらどうやっていくか。

いろいろなところの先進地を実は見るのというのは、行政と議会、ここは本当に見ることができるそういう施設ですし、町民のために、じゃどう判断していくかということも大切ですので、ここについては今、今回自校方式を見にいって、そしてさらに分析をして、今度は私たちも行政ですから、じゃ財政的にどうなのか、将来性はどうなのか、そこも全部分析をして、また次のところをまた議会と一緒に視察に行かせていただいて、これをまたいろいろ皆さんのが判断材料にしていただく。その判断材料というのも、本当に子供たちの未来、またどうつなげていくか、これらも全て分析しながら出していく。その間、私たちもしっかりと、町としてこういう方向で考えますというのは御提示をさせていただいて、またいろいろな御意見を受けながら修正できるところは修正する、変えるところは変える、こういったことが大切だと思いますので。今回本当に7月の視察、まず大切な本当にありがたい視察だなと思っております。

それとまたあわせて、いろんなやり方のところを見て皆さんと一緒に見ていくたいなと思いますので、またその辺も御協力よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 行政、議会しっかり取り組んでいくということです。

繰り返しますけれども、それを町民の方、それから専門の方も入れて、しっかりと調査研究したデータを考慮しながらですね、次はこうあるべきだよという判断も大事なのでないかなと思います。それはまだちょっと明確になってないのですけれども、早くですねどう進めるのかというところも決めていただいて、我々の行動も早期に対応していかなければいけないのでないかなと思います。

2つ目です。社会教育方針のスポーツ団体との協働はということです。

令和6年度の永平寺町社会教育方針の努力目標事項に、生涯スポーツの充実、

スポーツ団体との協働というのが出ております。このスポーツ団体との協働というところに、具体的に方針があつて政策があるのですけれども、2つ出ております。

プロスポーツチームによる地域経済の活性化、そして地域における雇用機会、地域活力の創出のための活動を支援していくと。2つ目が、町スポーツ協会と連携し、町民が福井永平寺ブルーサンダーを我が町のプロチームと感じるよう機運醸成を行うと。これかなり固有名詞が出てですね、今までにない方針、具体的な施策がこの新たに2つ出されました。このことについて確認をさせていただきたいと思います。

最初に申し上げました、プロスポーツチームによる地域経済の活性化、地域における雇用機会、地域活力の創出のための活動を町としては支援していくということです。このプロスポーツチーム、どのようなチームを想定されているのかということと、地域経済の活性化、その雇用機会とかっていう、具体的に何か提示できるものがあればお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） プロスポーツチームの活動支援についてですが、永平寺町が活動支援を行っているプロスポーツチームは、本町に本拠を置く福井永平寺ブルーサンダーです。

福井永平寺ブルーサンダーは、次に挙げる活動により、永平寺町の地域活性化に取り組んでいただいております。町は永平寺町地域スポーツによる地方創生支援事業補助金による財政面での支援を行っております。

町のふるさと大使でもある当チームが行う取組としては、まず全国大会などの永平寺町の情報発信があります。町観光パンフレットやノベルティーグッズの配布、ホームゲームでの町ブランド商品の販売、アウェーゲームでの大本山永平寺の拝観招待券つき名刺の配布による観光誘客、SNSによる町の紹介が挙げられます。

次に、選手関係者への空き家の紹介による移住定住の促進にも取り組んでいただいております。そして放課後子ども教室や志比南小学校でのハンドボール体験教室の実施、秋浪漫などへの参加、町民清掃の日や大雪時の雪かき作業等に参加するなど地域に入っての活動、ファンミーティングを実施し交流や体験教室を通してチームの魅力を伝え、競技人口を増やし、町民挙げて応援する機運を高める活動により地域に活力を与える取組をされております。

さらに、ジュニアチームを結成されており、ハンドボールを活用し、次世代を担う子供たちを育成する取組もされております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） プロスポーツチーム、具体的には、福井永平寺ブルーサンダーということですね。

これ2つ目、③のところにも、福井永平寺ブルーサンダーという固有名詞が出てきておりますので、この②のところも具体的に固有名詞出して取り組んだ方が分かりやすいのかなと思います。

いろんな取組をやっていただいております。今のお話の中で、U I ターンによる移住定住の推進ということで、このプロチームもその役割を担っているということですけども、これ実績はどうなのか、どんなふうにしてこのチームのメンバーまたはその家族の方が移住定住するっていう、そこら辺のどのような具体例があるのか教えていただいたらよろしいかなと思いますので、実績について少し紹介してください。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 申し訳ございませんが、実数はつかんでおりません。

しかしながら、県内の選手を積極的に活用するなど、移住に結びつきやすいような選手起用などをされておると聞いております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） せっかく福井永平寺ブルーサンダー、その運用会社はですね株式会社永平寺町ハンドボールまちづくり推進機構というところでですね、しっかり取り組んでいるということです。このまちづくり推進機構、会社ですからその事業内容にですよね、まず当然、日本のトップチームと世界へ羽ばたくチームを目指したハンドボールチームづくり。そして福井県と永平寺町の魅力発信という2つ目ですね。これは事業内容として挙げております。非常にありがとうございます。次世代を担う子供たちを、ハンドボールを活用して育成していくという。これハンドボールチームを作って全国大会に出て、実績も上げていると思うのです。こういったことをどんどんPRしていただきたいなと思います。

それから先ほど申し上げましたように、U I ターン、移住定住の推進をやりましょうという、この会社、頑張って取り組んでいます。それに応えるべく、行政、

それから永平寺町スポーツ協会もですよね、しっかりと、どういう状況であるのかということを、そしてさらに、もっと言うたらその目標みたいなものを持ってですね、行政としてできるところをしっかりと取り組んでいくという姿勢が大事なのでないかなと思います。

昨日も森山議員の一般質問の移住者の獲得など住民に対する内容の見える化という、しっかりとやっているのですから、この福井永平寺ブルーサンダー、我が町のプロチーム、単なるプロチームでだけじゃなくして、永平寺町の情報も発信してもらっているよ、移住定住にもつながっているよという、こういったことを、どんどんPRしていかなきゃいけないのでないかなと。町民のお一人お一人ができるだけ多く、もうさすがだよね、うん、一生懸命応援しなきゃいけないよねって、地域貢献もやってもらっているよねっていう。こういう仕組みづくり、関係が大事なのでないかなと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

何かまとめになっちゃいましたけれども、よろしいですか、ちょっとまとめてください。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 川崎議員、おっしゃるとおりだと思います。今この福井永平寺ブルーサンダー、いろんな取組で永平寺を盛り上げていただいている中で、ちょっと今、教育委員会が把握できてないというのは残念だなと思いました。やっぱりここはしっかりとそのブルーサンダーの皆さんがあのうなつた思いでこの永平寺町の名前をつけていたり、どういった活動をしてくれて、どういった効果が出て、じゃさらにそこにどう行政と一緒に連携ができるか。これでまたその連携をするに当たってはやっぱり住民の皆さんのが理解というか応援も、ブルーサンダーの応援をどう結びつけるかということが大切だと思いますので、この辺しっかりと教育委員会、新教育長にもなりましたので、昨日、まだ分からぬ手探りのところという答弁もありましたが、まずはこういったところから取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 今、町長のほうからありましたけども、来週またこのブルーサンダーの報告会、それからファンミーティングがまた土曜日にありますので、そういったところでまた私自身も勉強させていただきながら、またいろんな選手の方々ともですね、またつながりをつくりながら応援していきたいと思います

でよろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今、教育長言わされましたように、6月15日ですね、福井永平寺ブルーサンダーファンミーティングというのがあります。これも先週出されました広報永平寺の一番裏のところに、ファンミーティングの紹介がありました。

申込みの受付いうのはQRコードであるのですけども、さっき言った会社のところへ飛びます。町を挙げて応援するのだったら、できるかどうかはちょっと検討しなきゃいけないですけども、例えば役所、役場の窓口で受付をするとか、何か具体的に協力できることをやっていかなきゃいけないのでないかなと思います。

それから、ファンクラブがあるのですよね。これもどんなにして皆さんこそつてやりましょうかという、行政は行政の立場でPR、範囲があると思いますけども、こういったものを、今、福井永平寺ブルーサンダーがやっているいろんな事業に対して一つ一つ丁寧に支援していくという具体策を、もう出してやっていかなきゃいけないのでないかなと思います。

福井永平寺ブルーサンダーのホームページに福井永平寺ブルーサンダーは、福井県民応援チームと永平寺町ふるさと大使として地域がみんなで支え合い、地域が支え合うということですね、地元に愛されるチームを目指すため福井と永平寺の両方の地名を入れましたと、ホームタウンの永平寺町を拠点として活動し永平寺町ふるさと大使としてチームが町のPRを行うとともに、子供たちの育成や町の事業に協力しますとしっかりうたっているわけですよね。

永平寺町社会教育方針で最初に申し上げましたように、福井永平寺ブルーサンダーを我が町のプロチームということをはっきりと方針のところで出しました。町スポーツ協会では事業方針の振興事業に福井永平寺ブルーサンダー応援事業として永平寺町ハンドボールまちづくり推進機構と連携し、「する・観る・支える」の立場で町民が参加すると、このキャッチフレーズで推進していくこうということです。

チーム、そして行政、そしてスポーツ協会、そして町民の皆さん、できるだけ多くの人が連携して、このプロチームを支えていくということがこれから必要になると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

私も一般質問を終わります。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前 9時49分 休憩）

(午前10時00分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、5番、清水紀人君の質問を許します。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 5番、清水紀人です。よろしくお願ひします。

今回の質問はスポーツ振興について、それと商工業振興について、を質問させていただきます。

早速、スポーツ振興について質問します。

コロナが2類から5類に変わり、スポーツについては身体を動かすことはもちろん、仲間と練習や試合の勝ち負け、試合観戦からの感動など、コロナ禍を経験し改めてスポーツの大切さや、まちづくりにとってとても大切なものであると改めて実感するところであります。

昨年からは、町民体育祭をはじめ多くの大会も再開されました。町内のスポーツ振興を担っていただいているスポーツ協会について質問します。コロナ前のスポーツ協会の取組を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） コロナ前のスポーツ協会の取組についてお答えします。

事務局を町が担っており、町と共同して事業に取り組んでいただいておりました。平成30年に開催されました福井国体障害者スポーツ大会への協力、町民バッケットボール大会や町民ソフトボール大会など競技性の高いスポーツ大会の実施、加盟団体への支援、スポーツにおける優秀な指導者や選手の表彰などが挙げられます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。

生涯競技スポーツの振興を図るに当たって総合的な取組を行っているということであります。スポーツは心身の健康な発達を図る上でとても大切な役割を持っていると思います。今後もスポーツ協会と細かな連絡を取り合って、いろいろな事業を進めていってほしいと思います。

続きまして、役場、教育委員会から見たスポーツ協会の現在の位置づけを教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） スポーツ協会の現在の位置づけについてお答えします。

事務局がスポーツ協会に移り、アスリートとしての経験、知見を生かされ、柔軟な発想でスポーツ大会やスポーツ教室を開催し、誰もが自分のライフスタイルに合わせ、気軽にスポーツを楽しむことができる環境充実を図る上で、中心的役割を担う組織と捉えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。

ジュニア世代からシニア世代まで幅広いスポーツの振興を行っていく上で、スポーツ協会というのは大切な役割を果たしていると思います。特に青少年期の活動、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培う意味でも、極めて重要なと思っております。今後も密接に連携をしてほしいと思います。

そしてこれから始まつていく部活動の地域移行の中で、スポーツ協会の位置づけを教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 国が進めております休日部活動の地域移行につきましては、町のスポーツ協会の方にも新たに設置しました永平寺町部活動地域移行推進準備会の委員として御参加いただきまして、円滑な地域移行を目指して取り組んでまいります。

部活動の地域移行とは、部活動の指導を地域団体や関係事業所に担ってもらい地域の活動として位置づけることを指します。将来的に部活動が地域クラブとなつた場合には、スポーツ協会が地域クラブの受皿の1つとなることで、学校と地域のつながりをさらに深めていけるものと考えております。

具体的な内容につきましては、今後の準備会で協議してまいりたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） 昨日楠議員への答弁の中で、第1回の、今、課長が言われました部活動の地域移行推進準備委員会のお話がありました。大まかなところで合意はあり、細かな部分は今後決定していくとのことでした。

しかし細かなところに入つていくと当然課題もたくさん出てくるとは思います。生徒が望むクラブの在り方や、部活やクラブに対する温度差、外部指導者の思い、

保護者が望むクラブの在り方、クラブ化に伴う交通や費用に関する保護者の負担増、そして学校職員の部活の関わり方、部活以外で外部指導を要望した場合の対応など、準備委員会がこれからほかの市町のやり方と足並みをそろえていくのか。また独自の路線でいくのか分かりませんけども、各競技団体、地域クラブが出する計画運営に対して、他の市町や先進地を研究しながら、教育委員会やスポーツ協会は効率的なサポートを今後もお願いしたいと思っております。

行政も予測をしていることを今並べましたが、やはり各競技団体、多様であり、外部指導者、保護者、特定の人だけに多くの負担がかかると継続はしていけないと思います。やはり事務局などサポートの派遣は必ず必要になってくるのではないかと思っております。

理想的な形がブルーサンダーだと思います。トップチームがあり、ジュニアがあり、U—12、U—15、それぞれの同じところに所属しながらまた違ったスタイルでやっていくという。そしてそのままちょっと行きますけども、そして県内を見るとバスケットのブローウィンズが盛り上がっています。そして永平寺町はブルーサンダーがあります。町のシンボルとして盛り上することは、わくわく楽しいまちづくりにつながると思っております。

ブルーサンダー支援の企業版ふるさと納税から寄附額の1割をスポーツ振興に充てていますが、金額は幾らでどのように使われているか教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 金額につきましては、令和5年度においては令和4年度の寄附額を原資にしており、全体で2,540万、その1割の254万円を町のスポーツ振興に活用させていただいております。

子供から高齢者までスポーツに親しんでもらうための支援として、町スポーツ協会の実施事業への支援、町スポーツ協会と協議しながら備品購入やスポーツ施設の修繕など環境整備へ活用しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 話進んでいっておりますので、ちょっと地域移行についてちょっと今質問いただいて、実はスポーツ少年団は体育協会から1団体3万円か5万円やったと思うが、しています。今この地域移行の中で部活動の位置づけ、例えば学校の先生が平日の何時までは教えることができて、それ以降は教えることができない。これ地域今いろんな議論があるのですが、これ協議会で決め

てもらうのですが、まず部活動としてのこれから子供たちのその活動の場、そしてクラブチームとしての活動の場。

昨日も少し楠議員のところでも申し上げましたが、クラブチームの場合どう支援をするかというのが1つ大きな課題になっていまして、例えば試合に行くとき、練習に行くときの交通費をする場合は、じゃ塾に行っている子供とか、いろんな習い事をしている子供たちのそこはどうするのかという中で、やっぱりある意味ちょっと今思いましたのはスポーツ協会を通して、スポーツの振興という形でクラブチームを支援するっていうやり方もう一つかなというふうに思いました。

ただ、スポーツ少年団、そしてあと新しい部活のクラブチームの移行、これについては、じゃ小学生と中学生では、じゃどれぐらいの支援が変わってくるのかというのもやっぱりしっかり分析をしなければいけないなと思いますし、あとクラブチーム、そこに町外の方が来られた場合、選手として入ってくる場合は、協会として支援する分には、もちろんそれは町からいろいろ強化という形で支援をするわけですが、そういう形も今ちょっといいかなと思っていまして、協会は今、準備会でもまたこの協会の位置づけ、スポーツ協会に実はバスケット協会も野球協会も、サッカー協会みんな入って構成されておりますので、ここを通して何か今、いろんな支援を考えなければいけないのですが、ただ支援をするときにも、そこに公平性があるか、ほかの子供たちとのあれがあるかといういろいろな議論が必要の中で、1つ今大きな手段になるかなとも思いましたので、またスポーツ協会の、これもまだスポーツ協会の皆さんとお話をしなければいけないところもありますが、準備会の中でも、ぜひいろいろな議論を交わしていただきたいなというふうに思いました。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。

いろいろちょっと各団体の方から、少しお話は聞いていますけども、細かな各団体によってやっぱり多様な意見が出てきますので、各チーム、団体に合った細かな支援をお願いしていってほしいなと思っております。すみません、戻っていただきましてありがとうございます。

続きまして、この4番の企業版ふるさと納税の寄附についてなんんですけども、これ私何度も、これまでたくさんこの話は聞いていますが、本当にいい制度であって、いい仕組みであります。これを今、永平寺町が使っているというのはやはり幸せであって、町を挙げてやっぱりこれを応援していきたいなという気持

ちに、聞きたびにいつも思っているところであります。今後も皆さん一緒になりますし、これブルーサンダー、福井からハンドボールをメジャーに、ヨーロッパではサッカーに次ぐ人気のスポーツです。日本でもハンドボールをメジャーにしたいという思いの中でやっているので、皆さんまた一緒に応援していってほしいなと思っております。

続きまして、スポーツ協会挙げてブルーサンダーを応援していますが、今後の町との連携や応援は考えているかという質問です。お願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 町スポーツ協会では、今年度における振興事業の1つとして、永平寺町ハンドボールまちづくり機構と連携し、福井永平寺ブルーサンダーの応援事業を実施することとしています。町としましても町民挙げての応援の実現を目指しております。目標を同じところに置いておりますので、応援事業の実施について、スポーツ協会と協議、協力していきたいと思っております。

また、窓口に町スポーツ協会が作成しましたブルーサンダー応援グッズの設置によるPR、町民全体でチームを盛り上げていくための応援横断幕の作成を予定しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） 先ほど川崎議員もおっしゃられましたが、「する・観る・支える」、ブルーサンダーを応援していくということでスポーツ協会もうたっております。「する」、今回応援事業としてハンドボールの体験、小学生への体験、「観る」というところで応援のバスの借上げなど、で「支える」というところでボランティアの整備、駐車場での誘導など、いろいろブルーサンダーと一緒にやっていくという事業は今後もたくさん進めていってほしいなと思っております。

4月の9日月曜日ですけども、休日やったのですけども、トヨタ紡績九州と試合が北電の福井体育館フレアで行われまして、その試合はブルーサンダー、ちょっと負けてしまったのですけども、5月の4日、アースフレンズBMですかね、そこで対戦は32対31で勝利を収めています。

そのときに、ずっともつれにもつれて、最後の何秒でしたかね10秒か15秒まで31対31。で、敵、アースフレンズさんが追いついたわけですね。そこで最後残り2秒、1秒になりました、中央から自分の陣地から敵陣時にロングスロー、ロングでシュートをしたところ入って、要はバスケットでいうとブザービー

トみたいな、もう会場は皆さん両手を挙げて総立ちになり、一体感が生まれたという、まれに、あまり経験ができない経験を私させていただきまして、とても、何て言うのですか、ああ、こんな感動があるのだというところで、そのとき強く感じました。

数人は皆さん、横を酒井県議おられて、もう本当に手を挙げて声を張り上げて喜んでおりましたが、ちょっと数人、私も含めて数人、ちょっともう少し手を挙げただけでちょっと乗り切れなかったというか、何といいますか、ちょっと恥ずかしい感じがちょっと出てしまったというか、次回応援に行ったときは、本当にもう両手を挙げて応援したいなという思いであります。すみません、自分のことで、はい。

この続きまして、このほかスポーツ協会が現在行っていることや取組を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 町スポーツ協会は、「エンジョイえいへいじスポーツタウン」構想を掲げ、キッズからハイシニアまであらゆる世代の町民がそれぞれ「する・観る・支える」の立場でスポーツと関わり、人のつながりを通して健やかに生き生きと活躍するまち永平寺をつくる取組を行っております。

令和6年度に行っている、または行う予定の具体的取組については、スポーツカレンダーの作成、ロゴマークの募集によるスポーツ協会活動の周知活動、キッズ・ジュニアを対象としたスポーツ教室や、身近な低山登山の実施によるスポーツを楽しみ親しむ機会の創出、そして先ほど申し上げた福井永平寺ブルーサンダ一応援事業の実施でございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） 最近といいますか、ここ二、三年で、いつでもどこでも誰でも気軽にできる運動ということで、スポーツ協会さんも動いてこられていまして、例えばアクティブチャイルドプログラム、日本スポーツ協会が開発した子供たちが楽しみながら積極的に体を動かす運動などを令和5年に行ったようです。

そこでの参加された方の親御さんの感想といいますか、これまで永平寺町にはこのような事業がなく、町外の事業を探して参加していたと。もっと機会を増やしてほしいという声や、この事業をきっかけに休日B&Gを利用して家族で遊ぶ親子が出てきたという報告もあるようです。確実にこの成果といいますか、ジュニア世代から体を動かす喜びというか、楽しさというのを多分実感しているので

はないかなと思っております。

引き続き何ですかね、その専門のスポーツに特化したものも大切ですし、みんな誰でもできるという競技をまた増やしていくって、町民の方のスポーツを振興していっていただければと思っております。

最後にスポーツ協会への今後の期待というところで質問いたします。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 町スポーツ協会へ今後期待することとしまして、町スポーツ協会の「エンジョイえいへいじスポーツタウン」というキャッチフレーズにもあるとおり、町民のあらゆる世代の方にスポーツを通して、ときめきをアスリートの目線で届けていただきたいと思っております。

また、町民を巻き込んで、ブルーサンダーを応援していただき、エールを送つていただくことを期待しております。

さらに部活動の地域移行への支援も期待しているところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 体育協会からスポーツ協会に名前も変わりまして、そして前室教育長がこのスポーツ協会の独自性、自主性ということで、積極的にこの事務局をスポーツ協会でまたお願いをし、いろいろな企画、そういったことを、またさっきの「する・観る・支える」、以前からそういった視点でずっと活動していただいておりました。

今本当にいろんな独自性のある事業、こういったことをしていただいておりまし、また地域移行とか、そういういろいろな形でこの各種目の競技力の向上など、参加される方を広げるいろんな取組をしていただいております。引き続き公民館活動もそういった自主性を持っていろいろ活発にやっていただいているのですが、このスポーツの部門もまたこういった形でしていただいておりますので、といったところがさらにもっと自主性を持ってどんどんいろんなことに挑戦、チャレンジしていただける、といったところを今、期待をしております。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 私もスポーツ協会が独自性を持ってということで事務局をあっちの体育館のほうに行きまして、聞きますと本当に裾野を広げるような活動であるとか、担当の方々からお話を聞くと、本当に、議員が言われたわくわく感を持つような、何か本当に企画がいっぱいあってですね、本当に逆に僕、大変で

すねということを言うぐらい本当に自主的にやっていただいているので、今後ですね、この永平寺町民の皆さん、いろんな企画物、またはいろんなスポーツ大会にもたくさんいろんな方々が参加していただいて、そして本当にエンジョイスポーツの町民として頑張っていただけるといいかなと思います。

また教育委員会も、もう精いっぱい、また一緒に考えながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。今後もエンジョイえいへいじスポーツタウン構想を基盤として、スポーツ協会、学校教育課、連携して、生涯学習課、また連携を取って、いろいろな「する・観る・支える」というのをそれぞれ持つて、生き生きとする活躍する永平寺をつくっていっていただければと思っております。

続きまして、商工業振興について質問いたします。

5月18日、永平寺町商工会予定において、令和6年度通常総代会が盛大に行われました。そこで令和5年度事業報告の総括概要説明と会長の挨拶の中で感じたことは、永平寺町の商工業を守っていくという強い意志でした。創業支援、事業継承サポート事業を柱の一つとして、観光振興や地域産業ブランド化促進事業など地域地盤づくりに、永平寺町をはじめ関係機関、関係団体と一体の取組を充実させていくということ、そして実質会員も、令和5年4月1日、当初532事業所で、脱退34、新規42、令和6年3月31日末では540事業所で、8事業所が増となっており、活動の足跡を感じるとともに、町の活力にとっても大切であると改めて実感するところであります。

令和6年度も景気の緩やかな回復が進みながらも、原材料や燃料価格の高止まり、慢性的な人手不足、最低賃金引上げなどで価格転用が追いつかず、利益を出すのが厳しい状況にあるとの見方もあります。しかし実際、価格転用はある程度進んでいるという事業所もあります。

しかしさらに身近に迫る2024年問題のリスク、金利上昇のリスク、再生可能エネルギー発電促進還付金による値上げリスク、また、政府による電気代、ガス代の補助政策終了による電気代など、想定はしていたものの今後大きな負担になっていくものばかりがこれから迫ってきます。

そして今回新たに始まったインボイス制度や電子帳簿保存法など事業者はさらに厳しい対応に追われ、業者にとっては一段と厳しい環境に置かれ続ける可能性

があります。ここで提案いたします。

商工会も令和6年度、重点事業で掲げる多くの支援はありますが、しかしさらにリスクへの対応が必要になってくると感じます。永平寺町と金融機関が協力して、地元企業に寄り添える支援などを考えられないでしょうか。お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 現在商工会さんの方には本当に会員の方々に対しまして補助金の申請、経営改善に対する伴走支援など各種の支援を通して地域の産業振興に貢献いただいているというふうに実感しております。

今議員さんおっしゃっていただきました本当に様々な課題リスクがございまして、現在町の方では商工会や金融機関、JAなど町内の経済団体組織や雇用促進の面からハローワークさんも入っていただいたメンバーで、永平寺町経済産業活性化協議会を定期的に開催しております。町内の経済動向や雇用などの情報を共有いたしまして、課題解決に向けた施策の検討などを行っているところでございます。

これからも各団体組織がそれぞれの役割を持って、多様化する経営課題の解決に連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。いろんな団体と一緒に会議をして、そこでいろいろな施策を決めていく、また支援を決めていくというのは、とても心強く感じるところではあります。

永平寺の産業において、ちょっと本当に大きな企業というのではないわけですが、なんていうのかね、創業塾や事業継承などをこれからも手厚く進めることで、永平寺におられる方、または町外におられる方が自分の形で自分がやりたい形、自分が進もうと思う道で事業ができるというところでとてもいろんな政策がある場合、本当に心強いと思います。そしてそれがやはり町の活力になり、そしてまた雇用も生まれ、町にとっても経営者にとってもよりよい形で進んでいくと思います。よりよい支援があるということはやはりどちらにとっても幸せなのかなと思っております。

私、議員になりたてのときに町の融資制度の件で質問させていただきまして、町長がその当時コロナ支援ということで金利の安いものが当時あったので、町の融資制度等はあまり目立たなかったのですけども、今、金利の上昇ということもあり、町長が今は今後金利の上昇があることについて町の融資制度というのの大

変重要になっていくという説明を受けました。

今まさにそのとおりになっており、町の融資制度もすごく使いやすい制度になっておりますし、今、課長言われたいろいろなところと連携して、やっていっていただけるというのは大変心強い話であります。

今後もいろいろな支援をよろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 商工会さんはじめ経済団体、金融、いろいろな方々と、これまで連携し、特にコロナ禍のときにもう本当にスピード感を持ってどういうふうな施策が必要なのか、こういった中で本当にいろいろ話をして、そのいろいろな協議の中で本当にいい意味での連携ができるようになったのが今現在にも至っているのかなというふうに今思っております。

本当に今ほどお話をありました、廃業される方もいますが、またこの永平寺町でいろんな新しい企業をチャレンジすることで会員数も増えたということです。これはやっぱり商工会の皆さんが創業塾やいろいろなそういった連携とか取組の中で、やっぱり永平寺町で起業してみようとか永平寺町で商売をしてみようという方が増えてきているということは本当に商工会の皆さんの大変な努力のたまものだと感謝申しております。

引き続きまた連携を取りながら、町民の小さい商店から大きなお店まであるわけですが、その時々の課題、こういったものをしっかり見ながら、またお話を聞いて進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 清水君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。今回商工会も役員改正によって、前会長から新しい会長、役員さんに代わられました。前会長もとても熱い人で、いろんな取組を行ってまいりました。今回も新しい会長もまた熱い方なので、また町と一緒に協力してやっていってくれると思っております。また協力もお願いしたいところであります。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 次に、11番、上田君の質問を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思います。今回3つの質問を用意させていただきました。まず1つは、同僚議員からも昨日もありましたが、新しく新教育長さんになられましたので、新教育長さんの手

腕に期待したいということで1つ準備させていただきました。もう一つは、今回今年からですね、健康寿命の延伸というものをスローガンに町は掲げました。それを住民のものにしていくにはどうしたらいいかっていうことで、たまたま前からちょっとと思っていたこと也有って、今までですねいろんなポイント制度っていうのを健康づくりの中に取り入れてきました。それをポイントの同じような付与ですね、健康づくりだけじゃなくていろんなところに多方面に広げたらっていうことで、1つ御提案も含めてのポイントを付与事業で住民参画と実益をという形で挙げさせていただきました。3つ目、これは能登半島地震がありまして、そのときにいろんな形で報道がされました。うちの若嫁のお友達も三国の海岸にいるのですが、津波が来るよっていうことで高台の学校に避難しました。でもとても、寒くて、そんな避難しているところでないという状況から、結果的に津波来なかつたのですが、大きな津波は来なかつたのですが、そういうところの経験の話を聞きました。やはりそれはそこの環境改善やっぱりすべきだなど。また報道の中にもそれが言われていましたので、あえて今回取り上げさせていただきました。この三つを用意しましたので、よろしくお願いしたいと思います。

まず1つ目です。先ほど言いましたように、新教育長として竹内先生が今回御就任になりました。当町の教育の振興に関する大綱というのは当然教育大綱というものが町には出ています。その教育大綱の中から学校教育方針と社会教育方針というような2つの大きな流れに沿って今進めている状況です。

当町の教育の振興に関する大綱ではですね、教育目標として、永平寺町の目指す教育の姿ということで教育施策としての教育行政が推進として掲げてあります。今冒頭言いましたように、学校教育の充実、そして社会教育の推進が大きく示されているところであります。

それで学校教育の方針、これはここに書いてある、「見る」と書いてあるのですが、結果的には魅力ある学校づくりを目指していこうと。その中には重点目標として、大きく6つ掲げてあります。

また、社会教育方針は、ゆとりに満ちた人づくりを目指していこうということで重点目標を掲げ、同じく1から6までの項目が示されて、その指針が示されているわけです。

なかなかこれを目にすることっていうのですか、実践する、またはいろんな形での見る機会がなかなかないのですが、今回改めて見させていただきました。

冒頭で、当町の教育の姿はということで、大綱のところですが、自信と誇りを

持ち心豊かで生きがいと活力ある社会を目指して、大きく5つの〇〇〇の人を育てている、育てというのが挙がっています。

今後これらの永平寺町ですね、そして日本を担う児童、生徒を学校教育で、そしてともに支え合う共生社会の実現、これにはいろんな仕組みづくりであるとかインフラの整備であるとか生活に必要ないろんな機関整備、例えば安全安心、医療、介護、子育て、多岐にわたるわけですが、やはりその基本となるのは人づくり、これが一番基本だというのがやはり根底にはうたわれるというふうに思っております。

そこで、今回、教育長さんの就任に当たりですね、教育長さんは今何を信条として、何を目標としてこの教育行政に向かわれるのか。その所信というのですか、自分の心のよりどころみたいなものがあればお聞かせいただきたいというふうに、これがやはり今後、永平寺町の教育行政のやはり基本になるものだと思いますので、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 御質問ありがとうございます。

少しお話をさせていただきたいかと思います。平成27年の4月からですね、新教育委員会制度になりまして、今ほど議員さんが言われた教育大綱の策定であるとか、町とも相互協議会議っていうのを開催しながら、本町ですと町長さんとですね教育委員会が十分に意思疎通を図りながら、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことが求められるようになりました。

教育長としましては、その地域の抱える課題をしっかりと捉えながら、住民の皆さんであるとか保護者の方々が期待する教育の在り方を議論しながら、そして政策として練り上げていくっていう部分が求められているかと思います。

本庁における学校教育、それから社会教育の地域の課題をしっかりと認識し、その課題を1つずつ解決していくことを考えています。

あと教育長の仕事っていいますと、教育委員会の会もそうとして代表として具体的な事務を執行していく、そして一番はこの教育行政の一番の責任者であるというところです。

教育長はですね本当に教育行政におきまして、いろんな権限とか責任を有するというところで、本当に自分自身、私のその資質能力を高めていくということが求められていると考えています。

これ昨日もちょっとと言わせていただきましたが、永平寺町で生まれですね、永

平寺町で育ち、永平寺町で私自身大きくさせていただいた部分というものを、自分なりの使命感を持ってこれからも頑張っていきたいと思います。

やはりですね、私自身は教員からの教育長になりましたので、やっぱり30何年か前、37年前ですかね、37年前の学校教育と今の学校教育はもう大きく変わっている。それから社会教育行事でも、本当にこの時代の流れというのがもう感じるようなところになっています。やはり昔ながらの部分は大事にしながら、そしてまたこの新しい、または持続可能な社会っていうことを5年、10年、20年、30年っていったところを考えていく上ではですね、やはり学び続ける人っていうのが、人づくりがとっても大事になるなと思います。

先ほど議員さんからですね、この教育大綱の、これもなかなか私たちも学校現場にいてですね、この教育大綱を毎日見るということもまずありませんが、改めてですねこの大綱を基に、そして学校教育方針、社会教育方針がつくられてきている。その部分でやはり私が信条にしたいのは、やはり人づくりっていうのが本当に学校教育においても、社会教育においても、大事なところかなというふうに思います。

その人づくりの中でやはり、先ほども言いましたけども、学び続けるっていうのが、これは本当に小さい子から、もうお年寄りでも大事なところかなというふうに思います。そのため行政として、どういうことができるかというと、例えば社会教育ですと、そういういろんな講座であるとか、そしていろんな集まりであるとか、そういう人が、人がつながるっていう場面をどんどん増やすことでそして新しいことがだんだんお互い口コミではないですけれどもいろんなことを勉強していただけるのかなと。

学校教育におきましても、これはもう学びをどんどん新しくしていくところで、今、子供たちだけでなく先生方、先生方も学び続ける、そして保護者の皆さんにも学び続けてほしい。保護者の方もやはり自分たちが学んできたものとまた新しいものはですね、特にタブレットなんかも全然今までね、私たちもそうですが、小さい頃にタブレットなんかなかったわけです。それが今はもう当たり前のようにある。本当に新しいことがどんどん増えてきている部分。新しいものばかりではあかんと僕は思います。やっぱアナログ的なことであるとか、昔ながらの方、特にいろんな高齢の方からいろんな話を聞くのはとても大事だなど。その中で一番やっぱり学校教育の中で言いますと、やっぱりふるさと教育かなとは思います。

ふるさと教育の中で各小学校であったり各中学校であったり、そういう子供たちが地域へ出ていって、そしていろんな方々と話をしたりとか、それから今回も、公民館まつり、ああいうところでいろんな子供たちが、高齢の方と触れ合う機会であるとか、そういうところでも学びっていうのはできるなと思います。そういう学びができる場づくりっていうのが、学校教育においても、社会教育においても、とっても重要なことになってくるのかなというふうに考えますので、その点を一生懸命いろいろ考えて行きたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。先生のお人柄も出ながらですね、今お聞きさせていただきました。

やはり前教育長もおっしゃっていたのですが、やはりいろんなところのベースは人づくりですよと。その人づくりに関してどのようにやっていこうか。それはやはり今ちょっとお聞きすると、古きも大事ですけれども新しいものを入れながらですね、その中のいろんな学び、それは個々成長するという意味だらうと思いますが、それが大事ですよと。それをやはり住民の方々に知っていただき、また生徒に知っていただき、というふうな思いがあるというふうにお聞かせいただきました。本当にありがとうございます。ぜひそういう面を強調しながらお願ひしたいと思っています。

進めさせていただきます。それで今日的な社会情勢は多岐にわたると思います。社会を構成する人はお年寄りから子供までいるわけですが、やはり現在直面しているのは少子高齢化、人口減少、そしてある面では、いろんな戦後いろんな社会情勢の中から価値観の多様化、そして地域コミュニティ、要はいろんな人のつながりの希薄化がちょっと前からですねうたわれてきていました。

そしてその中からですね、今日本経済失われた30年じゃないですけれども社会の経済の不安定さ、そして今回コロナ禍によるいろんな状況が加味されてきました。そしてさらなるそういう不安定がありました。

そういう中でこの難局を乗り切る切り札の1つとして、やはり住民の連帯であるとか共同である、支え合うというふうな思いですね。それが今後も必要だということで、国ほうも、また町長の所信とかいろんな賛成に当たっていろんな思いの中にも、やはり共生への社会、共に支え合う共生社会の推進がうたわれています。

その拠点となる1つとして、やはり公民館というのが挙げられています。私いろんな質問の中でもいろんな地域構成をする中で、まず家の単位があります。これから集落単位があります。そして地域のところの単位があります。その拠点となるものは何かと。やはり地域では集落であったりですね、うちらのとこやつたら御堂がありますが、その宗教を基にしたそういう御堂であったりそういうものもあります。しかしやはり地域、そのところの地域としてはミニマムインフラと俗に言われているのですが、公的な機関としては、やはり学校であったり幼稚園であったり、そして公民館、地域によってはそこに病院であるとかねそういうのも含まれますが、それが大きなその拠点となる。その中でも公民館というふうにいわれていると思っています。

そういう形で言われていますが、そこで教育長さんのお考えにある今現在の公民館の位置づけ、役割についてお聞かせいただきたい。私も思いはちょっと述べさせてもらいましたが、今、教育長さんが思っていらっしゃる公民館の位置づけと役割について、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 公民館についてはですね、やはりその地域の住民の方々が実際生活に即して、そこでいろんな学びというのですか、教育であったり学術的なことやら文化的なこと、そういうものがいろんなものを体験したり、勉強したり、そういう事業が行われるようなところであります、とにかく地域の方々、または住民の方々、永平寺町として捉えると町民の方々が、教養の向上であるとか、健康の増進であるとか、情操の循環を図りながら社会福祉の増進にもつながっていくような、そういう場所になるのかなと考えております。

やはり社会教育法の中にもそういう文面がありますけれども、やはり本当に議員言われるように、公民館という位置づけはもう本当にその地域の方々にとってはとても大事な部分だと感じております。やはりそこにその地域の皆さん方が、その公民館をどのように利用するのか、どのようにそれを役立てるのか、うまく使うのかっていうところが、これはちょっと教育委員会の進めていくっていうか、住民の方々とですねそこら辺はディスカッションしながらですね、自分たちの公民館づくりっていうのですかね、といったものが、これからはもう本当に必要になってくるのかなと。

先日も松岡の公民館まつりにちょっと行かせていただいたときにも、いろんな本当にふだん僕も松岡なので松岡にいる方でも知らない方とか、それからいろいろ

ろ声をかけていただけの方とか、そういった場へ行くことでまた新しいつながり、先ほど言いました人のつながりとかも生まれるなという本当に僕もちょっと自分自身も体感させていただきながら、本当に公民館っていうその運営の仕方なんかも含めて、これはやっぱり我々教育委員会だけではできませんし、やはりその地域の方々といろいろディスカッションしながら、やっぱり行政としてできることを何なのか。地域の方々にも求めるというのですかね、やっていただきたいことは何なのかとか、そういったことも一緒につくっていくっていうのが大事かなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

私、間違えていたら大変失礼ですが、やはり公民館というのは、その地域になくてはならないものという位置づけであるとおっしゃっていたと思います。そしてその中で、それをどう利用するのか、どう利用をその住民の人たちが考えているのかも大事ですよとおっしゃっていたかと思います。私もそのように思っているわけですが。

そこで今ほど社会教育の話も出ました。戦後、学校教育法、それから昭和24年に社会教育法が制定されました。今ほどちょっと御紹介しましたが。第2条に主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動というのが、だから社会教育法は、まさしく2条はそれがそういうのが必要ですよと示されており、その5条にその内容が具体的に12項目にわたって出ています。その中にはここまさしく、ここにある1から6までのものが具体的に簡潔な文章で、例えばスポーツであるとか文化であるとかそういうような財産であるとか、それから人づくりであるとか、そういうものが全くその6の項目が12の項目として挙げられています。

それが全くそれに当てはまるわけですが、その拠点となる公民館等の在り方、役割はですね、戦後そういう中で昭和32年でしたかね公民館設置条例が出てきて、そういうものがきちんと定義づけて要は行政であるものをそういうものが必要ですよっていうふうにうたわれています。

そうですね昭和30年に公民館設置及び運営に関する基準というのが出て、その後いろんな変遷があるわけですが、そういう形でその拠点となる公民館の在り方、役割は、時代背景や社会情勢、それから経済状況、社会構造、人の構成員で

すが、などによって変わってきたのが現状であります。

それで今、今日的な拠点としての公民館の現状と役割の中で、当町に置かれている公民館の現状分析と課題をお聞かせいただきたいというのは、今ほど教育長さんが、公民館はやっぱこうあるべきだ、このようにやっていこうと、また社会教育法もお示しいただきましたが、その社会教育法の中にもそういう形になっています。

その中で、先ほどちょっと私もあったのが、その公民館を今とても大事である、またそれをどのように住民の方が利用する、またはそれをどう働きかけるか、それが今の公民館のですね、これから今後の在り方というような形で確かおっしゃっていたと思います。

そこで今言いましたように、今日的な拠点としての公民館の現状と役割の中で当町の置かれている今現在の公民館を分析していただくとどうかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

例えば役割、先ほどの言葉にありました。それから組織体制面、それからいろんなところでの支援活動をしているわけですが、先ほどスポーツのあれもありましたが。そういう面からいくとその現状と課題があれば、それぞれお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 公民館の現状分析と課題についてお答えさせていただきます。

まず公民館の現状についてですが、役割面では、世代問わず学習の拠点としてはもちろんのこと集会所として地域づくりの拠点、講座等の活動を通した新たな出会いや生きがいづくりの拠点、また有事の際には避難所としてなど様々な面を持つ施設として役割を担っております。

組織体制面では、ここについては近年充実が図られたところですが、町内には7つの公民館があり、館長6名、主事3名で運営しております。松岡地区、永平寺地区にそれぞれ3拠点、上志比地区に1拠点で、地区を越えた交流活動も実施しております。

今年度、志比南地区に公民館、消防団の活動拠点を置く、志比南地区の活動の拠点施設を建設する予定でございます。有效地に使っていただき、地域活性化が図られると思っております。

続きまして、地区や住民活動の支援面についてですが、公民館まつりの実施、

地区体育祭への参画を通して地域住民を巻き込み、企画や講座の実施により日々の暮らしを豊かにすることにより地域の活性化を図っております。

生涯学習社会の実現、地域活性化の推進に向け、町の公民館は十分力を発揮しているのではないかと考えております。今後、少子高齢化など地域が抱える課題や人権問題等に対する社会教育の充実や地域振興のサポート強化を課題として取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

分析の仕方いろいろあると思うのですが、私、公民館活動全然馴目だって言っているわけじゃなくて、いろんな形で運営されていると思っています。

私はほど先ほど教育長がおっしゃったように、住民の方がどれだけその公民館というのを意識づけされているのか。要は最終的にどのように利用するのかっていうのがあるわけですね。それが、ある面ではその役割としていろんな、例えば先ほど6項目挙げた中での役割をどうしていこう、そういう面ではどういう体制を役場として取りながらそういう活動をしていこうかっていうことがあります。

私も前のときも言っていろいろ比較するわけでないのですが、福井市であるとか、隣の坂井市である、坂井市の前は丸岡町でしたが、近隣のそういう公民館活動の中で、ぜひ比べていただきたい。そのところの例えば人員配置であるとか予算であるとか、それから運営面でどういう形態になっているのか。

ちょっと1例挙げますと、松岡の公民館と言われるところは四六時中開いています。ちょっと前も言ったかもしれないが、永平寺町はまだ四六時中開いていないところがあります。また、人の配置もされていません。それから予算関係も僕ら先進地に行くと、例えばいろいろ今町が行っているその社会教育または社会行政、地域づくりの予算が、課に付託されて、私から見るとちょっと分散されているのではないか。

その中でもある程度ピックアップしながら、公民館というあたりの中で運営できぬかというふうに思って、いろいろ今まで提言させていただいている。ぜひともそれにはですね、先ほど言った組織づくりであるとか、公民館という組織はどうかっていうのはやっぱり変えていきたい。今ほど町長もよく言うように、新しい今の時代に合ったものをどうしていくかっていうのが必要ですので、ぜひそういう面を変えていただきたいというか、見ていただけるように期待をするわ

けです。

それで市教育目標を目指す教育の姿は学校教育と社会教育の中で、学校教育はですね、国、県、市町と、ある面ではずっときっちとした役割があります。それは国として教育の大切さを、子供をいかに育てていくっていうのは国の大きな柱になるということで確立されております。そういうつながりが明確になっていきます。

現在市町は、社会状況、例えば人口減やいろいろな地域性もあるわけですが、で、変わりつつありますが、社会教育は、市町の行政に委ねられています。それぞれの市町のやり方で運営をされています。

そういう現状から、それぞれ独立性、先ほどスポーツ協会もありましたが、独立性、またそれの運営の仕方、いろんな活発ないろんな事業展開も含めてです違いが表れているのが事実であります。

よって今求められている公民館の在り方、役割がある面ではもう一度、先ほど分析とありましたが、専門的な立場から分析をして方向性を示す必要が私はあるのではないかと思っています。それはいろんなところを視察させていただきました。そこではやはり公民館の在り方を時代背景の中で変えてきてているわけですが、県内でもありますが、やはりそういうのはこういうふうな指針を大きく示しているところがあります。

そこで今回の教育大綱、社会教育方針も示されているこれからの中づくり、支え合いの共生の中づくり、これは大事だというのは、今先ほど教育長さんもおっしゃいました。今日的な在り方ですね、そういう在り方の公民館を推進するためにですね、ある面では、公民館はこういうふうな形で行いますよというふうな、当然これは教育方針の教育と社会を挙げていますが、公民館の運営方針、あるのですけど、再度それを見直しっていうかね、確認させて、それを住民の方に知らせていただきたい、住民がそれを使うわけですから、そういうものがあると思うのですが、所見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町の公民館活動も、昨年も上志比公民館は大臣表彰を頂くぐらい活発にやっていただいております。今ほど議員、予算の話をされました。実は各市町やっていることはほぼよく似ていることをしています。ただそれを公民館に委託しているかどうか。例えば防災であったり、町の体育祭であったり、避難訓練であったり、あと敬老会のイベントであったり、それはやっぱ

り大きい市になりますと、中学校区自体が大きくなりますので、やっぱりそこで独自性を持ってやってもらう。

ただ、永平寺町はどちらかというと、その公民館、人の触れ合いをしっかりとやっていただく。ただ防災はまた自主防という組織がありますし、スポーツについては体育協会、先ほど出ました、そういったところ。高齢者の皆さんも公民館で活動していますが健康長寿クラブというそういったのもありますし、保健事業、いろいろな健康づくりの保健事業も福祉部門でやっているというのがあります。今、公民館に予算を集中して、そういった各部門を全部公民館でやってもらうというと、果たしてそれがこの永平寺町のこの面積的に100平方キロメートルもない狭い面積の町の中でそれが効率的なのか、今のやり方の効率がいいのかっていうのはやっぱりしっかりやっていかなければ、考えるところは大事かなと思いますが、やっぱり今の公民館活動、本当に主事さんも館長さんも活発にやっていた大いに、この前の松岡地区の公民館まつりも本当に子供たちがこんないっぱい公民館に集まって、もちろん先輩方もたくさんいらっしゃいましたが、ある意味1つの、これまでやっぱり若い人たちをどういうふうに公民館活動に参画させようという課題を見事にクリアしてくれているな、またそこから次の発想ができるなと思っておりますので、公民館活動については、議員のおっしゃられたこれはやっぱり公民館でやってもらったほうがいいよねっていうのは、やっぱりこれからも常に考えながら進めていきたいと思いますので、また御理解と、また御指導を教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） ありがとうございます。私も公民館活動は本当に重要だと捉えておりますので、ただ、今いろんなところを、そのほかの公民館活動を、僕ちょっといろいろ資料を集めてどんな活動があるのかなというのはちょっと僕も今勉強させていただいているし、近隣の公民館活動についてはまた僕自身もちょっと勉強させていただきながら、今町長に言いましたけども、やはりこの永平寺町に合う公民館とはどうどういうものかっていうのをぜひ、また町長、部局、教育委員会部局でも考えながら、そしてまた御意見も聞きながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

今、町長おっしゃったように、それぞれのさつき言った独自性とかいろんなや

り方があります。だから全てがそれと言っているわけでないですが、先進地のところは結構そういうとこやっているやつもある。

先ほど今ちょっと言いました、やっぱり手に載る範囲ですね、永平寺町というの。しかしそれであっても例えば私が言いたいのは、例えばそれぞれの公民館、特に私たち、永平寺町を見ると、永平寺町の北とか南とかあるわけですが、実際変な話じゃないですが鍵のかかっているときが多い。それをやはり住民のものに取り戻すためにどうしたらいいかってことをやっぱ考える中で、いろんな支援も必要だ。またそういうときには先ほど言ったように、それぞれの防災であるとか、農林課であるとか健康福祉課であるとか、それぞれの動きがある。それをある面では、志比南地区がみんなで支えながらやっているよっていう形態をつくりたい。それがあまりにも今はちょっと見えてないっていうのは大変申し訳ないですが、私自身も見えてない事もあるのですが、それをやっていきたい。

それには例えば公民館の運営であるとか地域振興会の運営であるとかそういうのが大事になってきますので、ぜひそういうときはお力を貸していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員おっしゃる本当によく分かりまして、公民館も、やっぱり常に社会が求めているものっていうのは、やっぱり僕たちも敏感に感じながら、そこでやっぱりしていくってことが大事だと思います。

今、永平寺地区も今ちょっと鍵の話もありました、南地区も先ほどちょっとありました、そこには消防団倉庫とか防災とか、いろいろな1つの拠点の中での、また公民館活動というのが1つのモデルになれば、またほかの地区にも広げることができるとかなとも思いますので、そういった点でもまた常に公民館にも頑張っていただいているが、今に満足することなくっていうと、また公民館の皆さんに怒られるかもしれない、本当に満足しています、ただ常にいろんな提案をしながら前に進めていく、そういった公民館にしていきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） それでは2問目に行きたいと思います。

これはですね先ほど言いましたように、ポイント付与事業で住民の参画と実益をと上げました。副タイトルで健康づくりと住民参加貢献の両立を図ろうということです。

私は、常々議員当初になったときからそうですが、健康づくりを町政のベース、基本にということを常に言わせてもらいました。柱の1つにということで挙げて言っています。それは町長も、いろんな再選に当たってその中にはうたわれています。それをやはりきっちと掲げてそれを必要だというふうに言わせていただいている。スローガンも含めてですけど。

町を構成する町民の健康は町を元気にし、町の活性化にもつながり、それがしこそは消費経済の高揚にもつながってくる。そしてそういうふうな健康づくり、そういうのが住民の意識の高まりが、国保、例えば医療介護のところにもいろんなところでいろんなその費用の軽減にもつながってくるというようなところで、健康寿命の延伸というのは挙げられていると思うのですが。本当にそうだと思っています。

それで一般質問でもそういう形でさせていただいていますが、今年、町政の、今まで言いましたように町政の1つに健康寿命の延伸というのが掲げられました。町民の健康に対する意識の高揚、健康に対する動機づけですね。その施策が示されてきました。

そこで町民が健康づくりと、また高齢者は社会参加がね、いろんなフレイルの予防にもある、そういうのも含めながらですけど、社会参加、そして貢献を始めたくなるきっかけづくりをどうしたらいいかということで、その実践する環境づくりの醸成を図るにはどうかということで挙げさせてもらいました。

後でもちょっと言うのであれですが、その健康づくりとか主な生活習慣病の説明とかそういうものの施策に対して、ちょっと道外れかもしれません、一般市民向け、高齢者向け、そういうものであつたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） では、デジタルポイントのことによろしいですか。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） もう話があっちに進んでいますので、あえて続けます。私はなぜこれ意図したかっていうと、要は健康づくりに対していろんな施策を打っている、その施策の内容はこれとこれとこういうのがあって、それは住民のこういうのですよ、高齢者のフレイル予防のためににはこう良い方法がありますよと。そういう事がある程度列挙されればそれを示していただきたい。

それから今度は社会参加、また社会貢献するには、人づくりとか、まちづくりであるとか、いろんな、これらは社会教育課になると思うのですが、そういうの

になるとか、また農林課も含めて建設課も含めて地域のまちづくりのためにいろんな、例えば川掃除であるとかそういう形のものがいろいろあるっていうのをまずお聞かせいただけると思います。それを言っていただくことはあったのですが。

そこではれならそれも含めていきますが、そういうものを、現在永平寺町が運営している永平寺町の公式LINEってありますね。それとかせんだって私は反対にちょっとしましたが、ポイント制度ですね。要は永平寺町サイフを利用、あれ自体は賛成ですが、ただ必ずそれできない人がいるから、そういうもう一つの目の二刀流でやってくださいと言ったわけですが。

その永平寺町サイフ、そういうものとか専用アプリとかQRコードを利用して、そのそれぞれの種々抱えるいろんな先ほどお聞かせいただこうと思ったものを、それにポイントを付与していくというものがいいのではないかと。前、健康づくりのところでポイント制度っていうのをよそから見て、これはもうまねすべきだつていうのをお知らせしてポイント制度を実現させていただきました。それと同じように、そういうもう今のデジタル化っていうので町も言っているわけですから、そういうものをぜひできたらというふうに思っています。

そのポイントを付与し、個人や地域の住民参画、そういうものと実績、そしてそのポイントがたまることによってですね、ある面ではそれを1ポイント1円になるのか別にして還元して、それを地域の流通の中に乗せる。そういう感じで経済産業も活発化する。

それも含め、またある面ではその地域の、例えば私京善なら、私たちみたいな住民が50人いたら50ポイント合わせたらこれだけのポイントになりましたと。これは大きなポイントなので、例えば防災資材の、資材の1つの支援してもらうときの1つの還元の、例えばその防災資材が10万円かかったと。しかしポイントが5万円分あったと。そしたらその5万円分はある面ではその町の住民の支援だとそういう形にすれば、結構その住民参画、それがポイントによって付与されることによって実績になってくる。

それが一つの大きなきっかけづくりになるのではないかということで、デジタル利用、アプリの利用、そういうもので永平寺町サイフとの連動、またはそれ以外の人、例えば、なかなかそれできない人もいらっしゃる。先ほどの今のポイントと同じです。その方は従来の健康づくりであったような、ある面では手帳みたいな中にポイントを貯めていただいてそれが参画できる、そういうことによって、ある面では高齢者であるとかそういうことを利用できない方々も参画できる。

ひょっとしたらもうちょっと枠広めて、中学校の人も、携帯持っていますけど、ある意味ではそういう中学・高校生までもそういう枠を広げて、その方々はある面ではそういうことも可能、小学校でもいいわけですね。小学校の子供にも、今度はスマホってわけにいきませんから、ある面ではそのポイントのそういうもので、要はお年寄りから高齢者、例えば京善なら京善を構成する子供、小学生から高齢者までがそのそういうものに参画して、自分たちが一体になって京善のために、ある面ではポイント貯めたら先ほど言った、それにつながる。

そうすることがある面ではその参画のきっかけになる。ていうか、きっかけづくりね、そういうのになるとと思うので、ぜひそういうものを考えていただければと思って、今御提案をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 大変失礼しました。ますですね、健康づくりの取組について御紹介させていただきます。

健康診査とかがん検診、歯科検診の実施ですか、地区で開催する健康教室や健康相談とかあります。また地区のサロン等で実施しているフレイル予防教室というのもございます。また、永平寺11からだポイントカード事業ということで健康の増進を推進しているところでございます。

続きまして、デジタルポイントの件ですけれども、県内においてですね、はぴコインと連携したポイント付与事業に取り組む自治体は増えております。健康ポイントで少し紹介させていただきますと、池田町では1日の歩数に応じて、ポイントを付与しています。越前町ではポイント手帳の進化系といった形ですかね、健康チャレンジカードにポイントを記入しまして、ポイントが貯まると地域の商品券とか、デジタル通貨はぴコインと交換できるものとなっています。若狭町は健康ポイントで取得したポイントですが、自分のためではなくて自分以外のためには使えるという特徴があります。例えば子供たちのためにと選択をしますと、そのポイントに応じて保育園に絵本が寄贈されるとかっていう仕組みになっています。そのほかですね、プレミアム商品券とか様々な住民サービス向けの特典などの行政ポイントというのも検討されていると伺っております。

町民参加のポイント事業の行う環境が随分と整ってきておりまますので、健康づくりやイベント等の町民参加、またボランティア活動だけでなく様々な施策への活用も考えられます。本町においても先進事例を参考にしながら、導入費とかランニングコスト、先ほどおっしゃいました地域経済への波及、財源確保のことなど

ございますので、いろいろ含めて研究を今後進めていきたいというふうに考えております。

また議員さんもおっしゃっておられましたとおり、多くの方が気軽に参加できるよう、スマートフォンを利用されてない方についても参加率が高まるよう併せて検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） こういったポイントを使って社会参画を呼びかけていく新しいやり方が始まり、ほかの市町がやり出しているということで、どこまでこのポイントを付与して社会参画をお願いするかというのはやっぱりしっかり見定めなければいけない部分もありますが、やっぱりこういった流れはしっかりとつかんでいかなければいけないなと思っています。

今、上田議員おっしゃられたとおり、この地区での、そのポイントで何かボランティアとか社会奉仕活動していただいたのを町がポイントとして、そのポイントは町内でしか扱えませんので、町内の経済にまた有効に回っていくっていうそういうことにもできますので、ひとつ検討させていただきたいなと思うのと、もう一つ、やっぱりそのスマホを使えない方のここが実は一番の課題で、例えば判子型のアナログでやりますと、そのカードを作るコスト、またお金に変換する事務局の手数料とか、実はそういうことをやることによって長続きできるかどうかっていうこともう一つ検討しなければいけないなというふうに思っています。ただそこに物すごい地域にお金が落ちるとかそういったことになれば、またいろんな関係機関の皆さんとの協力も得られるかなとも思います。

これ、この前のはぴコインのほうで説明させていただきましたが、設定することができまして、福井県内中で使えることもできますし町内だけの企業に絞ってという事もできます。これは永平寺町のサイフを持つということになりますて、これを持つとそれなりにまたコストもかかりますので、やる以上はどんどんどんどんこのポイントの活用というのをやっぱり考えていきたいと思いますので、また町もいろいろな提案をさせていただきたいと思いますし、今回のこの地区でのこれなかなかいいアイデアだと、今、感心していましたので、またこれも研究させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっと言い忘れたことあるので、先ほど言った子供を小学校から地域の中で、例えばそれは、ある意味では区で管理するとか、また先ほ

ど言った公民館の単位で管理する、例えばですよ、京善の、うちの京善のところできっき言ったように、5万点たまりましたと、子供から全部。それは京善区の1つのポイントですので、それで要は登録、それは何も今紙ベースはどこのベースっていうのは、その住民サイドでやるとか、公民館、そういうところでやるわけですから、その費用というのは、要は住民持ちになってくるわけですよ。

そんな感じでちょっと検討いただければいいと思うのですが。そうすれば、要は何万人分を全部しているのでなくて、結局そこらでまとめるのももう一つの住民の同じ集落での協力体制、支合いというものにつながっていきますので、ぜひ検討すればまだ、すぐそれにつなげないので、それはどんどん検討していくば、結構面白い住民サイドの動きになると。それが先ほど教育長さんがおっしゃった公民館をどういうところに位置づけていくかっていうのにもつながってくると思いますので、ぜひ御検討のほうをお願いしたいと思います。

では3番目に行きます。3番目です。これは先ほど言いましたように、能登半島での地震が正月の夕方でしたかね起きて、私たちもびっくりしたわけですが。先ほど言いましたように三国のちょうどサンセットビーチのところに、私懇意にしているところがありまして、その方が避難せよということですぐ駆け上がって学校のほうに行ったそうです。そしたらとてもじゃないが寒くて、そんなもうできないよと。そして結構人もいらっしゃるし、それといろんな意味では開設もされていましたけど、なかなか意思疎通というのですか、それもできなかった事もありました。

それからそういうことでテレビからの報道も、避難所は大変な状況というのが毎日のように報道されてきました。特に高齢者の方々、またそういう方々の大変なところが配慮に必要な方々の不便さが目についたところであります。そして寒いということで、自主的に自分たちのビニールハウスの中でやった方が温かいしっていうことで地域の方の数名の方とそういうもののところでしたっていうふうな、ある面では、自主的なそういうものを集まりも、避難所も造ったということあります。

これはその集落単位でのとこ、そして次の一時的なもの、例えば地域のあれば小学校の体育館であるとか私らでいうと志比南小学校であるとかですね、今、福祉あれには今保育所が充てられて、近くで充てられていますが、そういうところがあると思います。

それでそういうような配慮が必要な人が広い体育館で寒さと不安な様子が痛々

しく報道されていました。

地理的なハンディーのため、孤立集落や電気・水道の供給などに大変な面が報道されていたと思います。

また支援の必要な方が福祉避難所の開設が施設の損壊とか人材不足、予定者数がなかなか集まれなかつたという想定で2割にとどまってしまったっていうのはいろんな新聞記事であるとかいろんなところで報道されているのは事実であります。

大きな災害、またはそういうように遭遇するということが報道されました。そこで災害弱者への配慮と避難所の環境改善が必要ですよというのが顕著になっていきたいというふうには思っています。

そこで現在の災害時での一時避難所はそれぞれの集落センターであるとか、そういうふうになっていると思います。そこから大規模になったときには別の所へ避難できるような運営も、第2次っていうのですかね、その次の段階でそれぞれの各地域の小・中学校の体育館ということになっています。今回の町長の所信の中にもね、小学校の体育館だけじゃなくて、ある面では空調設備を整えるということだろうと思いますし、ある程度プライバシーのことも含めて教室の対応ということがうたわれていました。まさしくそうだというふうに思っています。本当にそういう形になってくるのではないかと思って、そういう先見ですね、言っていただいたら助かると思います。

そこで1次、2次、それぞれの避難所の関係性、いろんな使い分けがあると思うのですが、その対応の違いとかその指示系統、フローチャートの制定、ある面ではできている、要は防災のほうでできていると思うのですが、そういうのは各地区の自主防災組織の周知と、またそれをどう反映していくかっていうのはやはり課題になってくると思いますので、そこらあたりの現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君）　防災安全課長。

○防災安全課長（吉田　仁君）　まず初めに、1次避難所は一時避難所として、2次避難所は広域避難所と福祉避難所として答弁させていただきます。

初めに、一時避難所は役場や気象台などの情報から地区の皆様が自主的に運営する避難所であり、主に地区の集会所など91施設あります。これまでの豪雨等で幾つかの集会場が自主避難所として運営されております。

次に、永平寺町が開設する広域避難所は、町内の公益施設を中心に小・中学校

など23施設あります。このうち8施設は、自主防災連絡協議会の8ブロックごとに警戒レベル3、高齢者等避難時の避難所として担当職員を派遣して早期開設ができるように準備しております。

福祉避難所につきましても、町の福祉施設や幼稚園を活用しまして6施設と、協定による1施設で、計7施設ございます。

避難指示等の警戒レベルの発令につきましては、永平寺町地域防災計画を基に気象状況や県と町で作成しております永平寺町タイムラインを参考に災害対策本部で判断しております。

避難所等の周知につきましては、出水期を迎えた今月号の広報誌にも掲載しております。そのほか洪水ハザードマップやマグネットで作成しました永平寺町の防災情報等を全戸配布しております。またホームページにも載せておりまして、常時確認することができます。これからも防災講話等で積極的に周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

やはり一時避難所と、それから広域的な公的、町が開設する避難所というようなところがあると思います。これはある程度住民の方も知っていると思いますし、周知されていると思います。

それは例えばその自主防災組織の集まりであるとか、区長さんである方々が、役場のいろんな指導を受けながら、そういう情報を取り入れながら、今やったら例えばうちらだったら志比南小学校のほうに公的な避難所に行きましょうというような形で、ある面ではきっとできていると思います。

それをやはり自主防災組織の中、また地区の防災訓練の中で、それが示されて、私どもは例えば一時避難所までは行くのですが、なかなか公的なところにまでは行かないっていうのが現状ですけれども、そういう形で分かっていると思います。

それで先ほど今御説明ありましたように、公的な避難所、広域のところですが、それぞれ小・中学校の体育館というのが与えられているわけですが、当然体育館ですので、また学校ですので、水道、トイレ、空調、設備、いろんなものがあると思うのですが、それをちょっと確認したいっていうのか、避難所として使えるかっていうところも含めて。

また、よく体育館でプライベートを守るための例えばベッドであるとか、これ

からそういう仕切りであるとか、それから暖房も含め空調も含めて、後で空調やりたいって言っているわけですけども、そういうようなところの設備について、それなり御説明と課題、または今後そういう面をちょっと変えなあかんないっていうのがあったらお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 学校の体育館について申し上げます。

まず水道についてってことですが、上水道のため飲料水として利用は可能に当然なっております。また体育館のトイレについてですが、今、和式を残してほしいという学校要望とか、またプール用のトイレと兼用している学校では、衛生面を考慮して改修していないトイレを除きまして、和式から洋式への改修は完了しております。ちなみに台数で申し上げますと、小学校は今36台、合計ですが36台ありますが、洋式化は72.2%と。中学校は13台ありますが、洋式化は100%となっております。

また空調設備につきましては、御存じのとおり現在整備されている体育館はございません。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 備蓄品等につきましては、先ほど言いました避難所等に町内分散して備蓄しております。備蓄量としましては、飲料水ですと1.5リットルのペットボトル、または500ミリのボトル缶で約5,000リットル、食料につきましては、アルファ化米、または保存パンなども含めまして約1万食、毛布につきましては約1,300枚備蓄しています。

先ほど言っていましたパーティションなんかも、先ほど各避難所のほうに配備しております。

課題としましては、こういった備蓄品等、年々計画的に購入しているっていうのもありますし、各災害によってこういったものもまた必要ですよねということで増えてきてますので、この前、志比南小学校の前にも防災倉庫ということで設置して、そこで一元化というか、そこで全部保管できるような形を今努めているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） いろんな備蓄のところは、3日でしたかね、町長もおっしゃっていますが、3日間あれば大体そこらあたりは周囲のところは支援をしてく

るということで、それだけのものを例えれば今、備蓄しているってお聞きして安心しております。

そこでですね、今度その中で出ていたのが、能登地震を見ると、本来ならば福祉避難所に行かなければ、行ったほうがいいとされる、例えば高齢者の方であるとか、障害を持った方であるとか、いろんな難儀をしている、そういう方々がそこで、一般の方々と一緒に雑魚寝しているような形が見受けられた。

やはりその中で教訓となったのは、そこには例えればトイレも先ほど言った30何か所ありますが、トイレに行くまでには結構そういう通路を行かなあかんとか、例えば廊下であるとか、体育館に上がるところのバリアフリーであるとか、それから手すりをつけるとかですね、そういう事がそういう体育館の中にも必要じゃないかと。そうすれば万が一そうなったとき、それから福祉避難所に移るまでの間とかね、そういうときには是非できるのではないかと。

だからちょっとした形での福祉避難所になるような設備を設けてもいいのではないかと思います。またトイレももう大体非常に能登地震も問題になりましたが、やはりそういうようなところの簡易トイレ的なものも備品としてあるのかっていうのもあれですが、そういうのも含めてぜひお願ひしたいということで。

当町ではそういうところの福祉避難所が能登地震ではなかなか開設できないこともありますので、それも含めてですね、その教訓を受けて、一般避難所もちょっと簡易的な福祉避難所になるようなことをぜひ考えていただければというふうに思いますので、そこらあたりはどうかということあります。

それから今そういう状況でそう思ったらどうか。それから今ほど出ていましたように、改善の中で町長は今回の所信の中で、教室のほうの対応もおっしゃっていました。でも最終的にその空調が必要じゃないかと私は思って今回はそういう上げさせてもらいました。

今回、今年、御存じのように町長の所信にも書いてありますが、熱中症アラートが出ると、それはもう確実に出ているでしょうという気象情報も出ています。そんな中で、教育のところでですね、その体育館を使う、またそういうことも必要になってくるということになります。というのは、当然屋外ではできませんから室内でしなければいけないということになるならば、体育施設のそういうところに空調はどうかということで、ちょっと見たら福井市がそれをやりかけたのですね。ちょっと新聞に載っていました。福井市がやっているから永平寺町もって、なかなか大変な部分もあると思うのですが、やはりそういう面も大きな一

一般的な避難所となるところもですね、今言う福祉避難所的なものもぜひできたら、後は一般の方もそれぞれで長期にわたって必要になったときはぜひお願いしたいということで、そういうものを計画の中に入れたらどうかって思うのですがいかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は議員、タイムリーに質問いただいたといいますか、あれで、実は坂井市も福井市も南越前町もこういう体育館、小・中学校の体育館へのエアコンの設置っていうのは進めていく方向になっています。でもう御存じのとおり昔と違って夏休みの前後でも環境が厳しい。またいざというときにそういうふうに使えるということで、それともう一つ、今、合併特例債があと1年、来年いっぱい繰越しはできるのですが、使えるというこのタイミングで、次の全協がどこかで一度この調査費を持たせてもらえないかという提案を1回させてもらおうかなっていうのは提案しようかなと思っていました。

ただ、その財源的なもの、じゃ小学校、中学校、じゃ全部やるのか、順番があるのか、またそこは電気でやるのか、ひょっとしたらプロパンでやるのか、いろいろなやり方もありますので、これまだちょっと調査をさせていただいて、調査費ちょっと持たせていただくという説明を全協でさせていただいて、どっかで補正させていただけたらなと思っていますが、ちょっとそう考えておりますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます

それを意識して言ったわけでも何でもなくて、あって、たまたま夏で今熱中症アラートが出るっていうのを報道されましたので、やはりこれはちょっと言わせていただいたほうがいいかなと思って言わせていただきました。ありがとうございます。

それとですね、もう一つ、国は大規模災害時に緊急車両のこととか避難所のいろんな受け入れの拠点となるので、防災道の駅っていうのも指定して、それに対してちょっと事業として国も取り組もうとしているそうです。

それが上志比の道の駅がそれに当てはまるかどうかは当然検討の余地はあると思うのですが、そういうようなところで国としてもそういうなんもやっているということを含めてですね、道の駅もそういうようなことにしたらどうかというふくなところがありましたので、それについてもちょっと御所見があればと思いま

すので、よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 防災道の駅というのは公益的な防災機能を持つ道の駅のございます。県内23ほど道の駅ございますが、ここに指定されているのは1つの道の駅ということで聞いております。今町内の禅の里の道の駅につきましては、認定に係るハードやソフト面で幾つかの要件があるため、今のところは考えてございません。

ただ、道の駅禅の里には、24時間無料で使用できる広い駐車場やトイレ、情報発信及び飲食スペースがありますので、またその横には永平寺温泉禅の里があります。それを活用しまして、例えばボランティアなどの災害支援者の休憩や宿泊所など、町の防災施設として御協力を得られないかを今後指定管理者と協議して進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） どうもありがとうございます

ある面では今ほど御説明ありましたように、禅の里もありますし、そういうこともありますので、例えば能登地震も要は応援に来た方々であるとか、ちょっと避難をしている方々が、ある意味では温かいもの、それから温泉というの是非常にもう心が洗われてですね、生きるというのか頑張ろうという意欲につながるっていうようなところがありました。

だから、私も今御説明いただいたように、禅の里の温泉を持っている道の駅ですので、有効な活用、または国とタイアップすれば、例えば広域の中での例えば救護班のそういうようなところのあれにもなると。そういうことも含めてですね、ぜひひととそういうようなこの嶺北一帯、勝山、大野からずっと含めた中の1つがちょうど中間点にもなりますから、拠点にもなりますので、そういう道の駅も、そういう有効に活用できたらと思いましたので、ちょっと述べさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の能登地震、またいろいろな災害のためにやっぱりこの避難所の在り方というのが、だんだんだんだん変わってきてているといいますか、昔は車中避難というのもなかったのですが、そういったのもありますし、今回もちろん道の駅とかそういったところ、やっぱりいざというときは機能的に使うと

いうのは大事だと思いますし、今回やっぱり課題になっているのが、避難所に避難されない人たちをどういうふうに把握して、そういう人たちに避難物資を届けるか。孤立っていうのもありますし、自主的に避難所を開設されて、何人か知り合いで集まって避難される。今回、能登でもハウスで避難されている報道がありましたけれど、そこをどういうふうに把握して、どういうふうに支援物資を届けるかっていうのが、これ1つ大きな課題になってきています。やっぱり情報収集を、本当に大混乱になっている中で、どういうふうにそこに人を配置、どういうふうにそれが通信で受けるのか、そういったことをしっかりと把握するための準備、自主防の皆さんと、また打合せをさせていただくとか、こういったことにもなると思いますので、こういった点でこのいろんな点、避難所についても今ほど空調とか水道とかトイレとかのハード面、また個別避難計画のように、一回避難所に行かずに直接その人が必要な避難所へもう直接行っていただくとか、いろいろなやり方が出てきていますので、ただこれをやるにもいざというときにそれが機能するかどうかっていうのが本当に課題になってきていますので、しっかりとそういう課題に向き合って進めていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） そういう形で今回3つの質問をさせていただきました。ぜひ皆さんのお力添えでまた進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。本当に今日はありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、12番、松川君の質問を許します。

12番、松川君。

○12番（松川正樹君） お願いします。今回一般質問、いつものように、5点用意をさせていただきました。

1番目は、旧上志比の過疎地脱却のスケジュールは進んでいるのか。2、西児園跡地の公園の個性化とPRをもっとと、3番目、子どもの遊び場整備のコンセプトが公表されたが、4番目、えい坊館1階のリニューアルが遅れに遅れたが、5番目、議会と語ろう会から感じたことの緊急提言の5点をお願いいたします。

まず旧上志比の過疎地脱却のスケジュールは進んでいるから始めます。

何年か前に旧上志比地区が過疎地域に国により認定をされ、その後直ちに有利な国からの借金である過疎債を活用し、過疎地脱却の計画を町が作成しなきゃならないとなっています。その期限は、令和7年度までと明記されていました。だからこの計画のことは我が事のように心配です。町からのタイムリーな報告がないので本当に心配をしています。現在のところの進展度を確認したいものであります。

これなら過疎脱却も期待できるという計画をですが、一日も早くお聞きしたい、早く見たいということあります。それに一日も早く上志比が活性化されることの姿ですが、この目で見たいということあります。

この質問は初めてではありません。以前、時の行政側の答弁というか反応の印象は、悪いですけど過疎の事実に対する態度に緊迫感があんまり感じなかった。

その理由はいろいろありますけれども、例えば、どうして脱却計画が遅々として進まないのかと私のほうから尋ねても、例えば実際に計画を立てる方々にもう少し尻をたたいたらと申し上げたら、事務方はそこまでする気はないとはっきりと否定をされた。正直と言えば正直でありますけども、ちょっとびっくりしました。区長会等事務方が一体でないなという感じを持ちました。

また、上志比も過疎地に認定されたけれども、一ヶ月は旧永平寺であると。何か課長さんのほうがね、口をそろえてそういうことをおいいます。これも時間の問題だという反応がすぐに帰ってくる。もうこれまで私は上志比の話をしているのに、何で旧永平寺の話をするのかなということをちょっとけげんに感じたことがあります。我々も住民の方々ともうちょっと課長さんらもチーム永平寺町ではないかというふうに思ったわけあります。

それとも松岡だけが、過疎と縁がないと油断してもいけないと思います。松岡は一くくりにするとですね、過疎と縁がないと思っていられるかもしれませんけども、私もやっぱ松岡のどことは言いませんけども、危険をはらんでいる地域も、松岡もあるのでないかと思っています。

とにかく過疎化の問題については何となく時代の流れだから仕方がないと、初めから諦めている様子がある。それを感じている。それはやっぱり何としても戒めるべきで、やっぱり時代の流れというか、そういう捉え方は初めから負けを認めているようなもので、仕方ないと言っているようなもので、他人ごとのように感じるし、やっぱり時代っていうのはつくっていくもので流されるものではない

のではないと思うところであります。

ところで最近全協で永平寺町志比北小学校の施設の利用活用を考える会について、進捗状況の報告を受けましたけれども、新しい風が吹き始めたとうれしく感じております。委員のうち公募による方が13名中6名いらっしゃったということ、さすがに地域の未来に対する危機感が高まってきたのかな、そういうふうに捉えることができます。

我々の議会でもですね、議会モニターのほうも、今回公募したところ14名の方々に手を挙げてもらった。両方ともいい話であります。一般の方々の意欲、熱意のたまもので、誠に喜ばしい限りであります。

私、今の上志比の過疎化対策のチームの雰囲気はいかなるのか詳細には存じ上げているわけではないのですけども、私は場合によってはですね、私以前から申し上げているように、熱意のあるメンバーを新しく公募されたらいかがでしょうかと思います。

やっぱり住民の中には本当に熱意がある方々がいらっしゃるわけで、この間も上志比の方々と議会と語ろう会で、語らせていただきましたけども、上志比の方々のお一人がね、もう自分は上志比大好き人間やっておっしゃるのよね。いろんなことやっている。そういう方が中にはいらっしゃいます。

やっぱり要するに、いろんな意欲のある方々をいかに我々が、あるいは行政側が探し出すかということがポイントかなと思っています。それが国に納得してもらわなきゃいけないので、その計画が今のところどのように進んでいるのか教えてもらえませんか。まずお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） これまでの答弁の繰り返しとなります、過疎地域持続的発展計画は確かに持続的発展と銘打ったものではございますが、策定趣旨の主なところは、国からの様々な財政支援を受けるために計画の策定が必要ということでございます。

また人口減少の著しい地域において、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、住民福祉の向上や地域格差の是正を目的としております。事業、また政策につきましては、町の振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿ったものです。過疎化脱却を目指した計画ではございません。

少し数値的なものを申し上げたいと思います。上志比地区が過疎地域に認定された基準を上回る、また過疎の認定を脱却するためには、例えば、上志比地区に

おきましては、人口で50人以上の増、また65歳以上の人口で80人以上の減少、15歳から29歳の若者の人口が300人を下回らないこと、財政力指数につきましては、令和4年度の町の全体の税収入が21億円ありました。それから14億円アップさせる必要があります。これらの数字も参考に人口減少の要件の中でも、特に高齢化率、若者の比率、この基準を数年で上回ることは、少子高齢化が進む現状から大変厳しいというふうに思っております。

事業の進捗につきましては、例えば日常的な事業につきましては、子供の医療費の確保やあとは移動のための交通手段の確保、あとは移住定住への支援のほか、振興の面では、中島河川公園では、ナミノバと松永選手を中心としたカヤックや、道の駅での交流人口を増やすイベントをはじめ、地元の酒蔵と近隣農家を中心となり、原料から製造まで、地域に根差したコンセプトとなる永平寺テロワールなど観光、誘客、雇用などにつながる事業が今進められております。また、吉峰地区では、古民家を活用した民泊の開業、民間の飲食店も開業されて、町外からのお客様も多いと聞いております。

今後も国の優遇措置を着実に活用して、住んでいる住民の方への多様な地域振興につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この過疎債の計画につきましては何度も申し上げていますとおり、認定にされまして地域社会を安定させるため、しっかり国の支援をいただくための計画となっております。一方、何もしないのではないかではなしに、これはまち・ひと・しごと総合振興計画の中で今ありました人の活躍、本当に今、上志比の方、活発にやっていただいて、例えば酒蔵、地元の農家、そして地域の皆さんのが一体となった永平寺テロワール、また、カヤックのかわまち協議会、そして今、町としましても宅地造成、また、企業誘致の中でまた新たな場所を地域未来投資促進法のエリアに認定するなど、いろいろな形で上志比地区の取組は行っています。これは皆さん予算書いろいろなところで見ていただいても分かるかなというふうに思います。

ただ、この計画については先ほどから申し上げていますとおり、この過疎債を有効に支援いただく、こういった取り組みに使う計画となっておりますので、またその地域の発展とこの過疎債の計画は、ちょっと一体感があるように感じますが、そこは国のほうに出す計画ですので御理解をいただきたいなと思うのと、あ

わせまして上志比の振興については、いろいろな形、特に永住支援課が宅造であったり企業誘致の場所であったりといったことは積極的にやっておりますし、また振興会の皆さんともお話を、ミーティングをしながらも進めておりますので、またしっかりと頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君）　松川君。

○12番（松川正樹君）　過疎脱却のための計画はないという答弁にはちょっとびっくりしましたけども、何だかんだ言って結果的に、国が認めてくれれば、過疎債の使用についてですね、こんな過疎債であったということで認めてくださいれば、結果的に過疎から脱却にするわけですから、それは言葉にはこだわりませんけども、今のところ令和7年度までということなので、そんなに時間があるわけでないのですが、ある程度は町として見通しは明るいのですか。見通しがどうですかということです。国の認定を受けられますかということ。

○議長（中村勘太郎君）　総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君）　今現在もう国に出しております、計画としてはおっしゃるとおり令和7年度まで、8年3月31日までの計画になっております。このところは御存じのとおり国の過疎地域の持続化発展支援に関する特別措置法と、これに基づいて今、町から計画を出す計画になっております。国の法律がずっとまた延長されて続いているれば、町のほうもそれに従って計画を更新して出させていただくという形になりますので。今現状は認定されておりますので。今、計画は出しておりますので。

以上です。

○議長（中村勘太郎君）　松川君。

○12番（松川正樹君）　されているならそれは何よりも、そういうタイミングでの報告がね、今までなされていなかったと思いますので、今後はそういうことのないように一つお願いをいたします。

次の質間に移ってもらっていいですか。

○議長（中村勘太郎君）　総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君）　私たちの過疎持続的発展計画のほうは、令和4年の9月に議会のほうにも議決で承認をいただいておりますので、しっかりとそのところは出させていただいておりますので。よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君）　松川君。

○12番（松川正樹君）　分かりました。2番目の質間に移ります。

2番目は、松岡の西幼稚園跡地の公園建設のPRをもっとということに入ります。

まちの声を伝えさせていただきます。その前にこのPRっていう言葉ですけども、PRは日本語で単純に宣伝と御理解されているかもしれませんけども、もともとパブリックリレーションの略語でして、パブリックリレーションというのは、公共との関係をよくしていこうというのがもともとの意味合いで割と深い意味ですね。単なる宣伝ではないので、そこら辺を理解してもらって、PRというものをこれから考えていただきたいと思います。

まちを歩いていますと、西幼稚園の跡地が、一体どうなるのとよく聞かれます。この間も聞かされました。また、公園ができるることを知ってはいらっしゃっても、一体いつできるなとよく聞かれます。そういうえば着々とは進んでいないというイメージがあって、いつも見ると、土盛りが依然としてあるなということを感じます。もちろん知っている方には、私の知っている範囲で当然お答えしますけども、町のいわゆる宣伝だという意味のPRが、弱いのではないかと思います。どういう特色を持った公園になるか。その説明もあまりなされていなかつたのでないかと思います。どういう特色の公園なのか、どんな個性を持った公園になるかを、そういうPRに力を入れてほしかったと思います。

公園なんて何の変哲もない公園で結構だという方もいるので、人はいろいろありますけども、やっぱりまちづくりとか、まちのことについて非常に熱心な方々にはですね、あの場所はとにかく松岡でも中心部であって、交通の要地でもあるというか、私たちもよくあの通りを通ります。非常に場所がいいですね。立地条件が誠にいい場所であると、公園ではもったいないとおっしゃる方もいらっしゃいます。もっと集客力のある建物を建てるべきであったということ、おっしゃる方がいまだにいらっしゃいます。

私も実は結局1億円県が出して、子供の遊び場のために1億円が出るっていう話を聞いたときに、ああ、これ、ひょっとして西幼稚園の跡地は、子供の遊び場にいいのではないかということを一度真剣に思ったことはあります。

いずれにしてもそう思えるようなものを提案してほしかったですが、実は私はまだこの西幼稚園の跡地、周りにはですね活用できるスペースが残っていると思っています。今建てようとしている公園をさらに魅力的なものにするためにですね、より広い個性的な公園を造れる余地があると思っています。その可能性が残っていると思いますので、さらにその可能性を探っていただけないかなと思いま

す。例えば車の駐車場を用意してもいいのではないかということを思います。

それと工事が着々とはかどっていないっていうイメージは先ほど言いましたけども、何か特別な事情があるのかなと思います。土盛りがずっとあのまま積まれている状態が結構続いているので、何かそんな特別な事情があるのなら教えてほしいと思います。

早く孫を連れてあの公園で遊びたいということを、首を鶴にして待ってらっしゃる住民もいらっしゃいますので、工事が遅い理由があるなら教えておっしゃってください。お願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） ではお答えします。松岡幼稚園跡地の公園整備につきましては、令和4年12月に、町内の若手や子育て世代を中心とした男女11人によるワーキンググループを立ち上げ、アイデアや望ましい公園像の検討を重ねてきました。

さらに永平寺町都市計画審議会や近隣地区役員関係者にも協議をしていただき、さらにみどり葉幼稚園児と松岡小学校児童にもアンケート調査を実施して、子供たちの意見も確認させていただいております。この点については、これまで議会でも報告させていただいております。

また、現在魅力的な公園となるよう様々な意見を取り入れ、設計業務に落とし込んでいるところでありまして、最終的な図面等の作成段階に入っているところでございます。今後ですね、7月に工事を発注し、10月末オープンに向けて整備を進めてまいります。これまで公園整備については、4月の広報誌でも周知をしていますが、再度広報誌や町の公式LINE等でも、より細かなPRを行っていきたいと思います。

なおですね、現状としまして、柴原、青井、春日地区が隣接するこの区域につきましては公園がない状況です。公園のイメージとしては松岡公園のような風致公園、こういったものではなくて、基本的に新明や薬師の防災公園、こういったものと同じように近隣住民の身近な公園として考えておりまして、公園の特色については、憩いゾーン、遊具ゾーン、グラウンドゾーンの3つのゾーンがある公園として整備をいたします。

またですね、工事が遅いとの御指摘ですが、幼稚園の解体工事については、防災行政無線等の関連工事等の調整などにもよりまして、工期が12月に延びております。敷地調査とか設計業務がずれ込んだこともありますが、これまでいろん

な方との調整、協議を行ってきたことによるものです。

さらにですね、毎朝公園予定地の東側交差点の横断歩道において松岡小学校へ通う約200人弱の児童が同じ時間帯に横断歩道に集中することによりまして、多数の児童が歩道上で信号待ちを余儀なくされていることが判明しました。この状況についても、近日ですね竹内教育長をはじめ学校教育課と松岡小学校の教頭先生を含めて、現地で朝の混雑状況の確認を行っております。

この状況を踏まえまして、松岡小学校では、通学路の見直しを行うことになりましたので、その点も踏まえて、今後の通学路変更を見据え、公園内には、信号待ちのときの待避所、それと通学時の歩行帯を設けるよう急遽設計の見直しを指示しているところです。

公園整備についてはこれから発注することになりますが、これまで多角的な視点から考察し慎重に検討した結果であります。解体して約1年で整備されることになりますので、それほど遅いものとは認識していないのが現状です。

町としましては、子供や保護者、また年配の方々が集うにぎわいと交流が生まれる地元に愛されるすてきな公園に今整備をしたいと考えております。御理解いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君）　松川君。

○12番（松川正樹君）　ありがとうございました。

西幼稚園っていうのはやっぱり非常に大きな幼稚園でして、あの頃のにぎわいを、あの辺がつくっていたと思います。隣には喫茶店もありましたし、あの一帯が結構松岡の中心部として、非常に活性化した場所であったと私も思っていましたが、そういうものがなくなつたっていうことをやっぱり住民にとってはとっても寂しい気持ちがあります。だから、代わりに何ができるかということについては、やっぱり何か期待感っていうか待っている感じがして、松岡幼稚園はもうなくなつて多分何も造らないのでしょうかけども、そうじゃないので、やっぱり大いに例えば先ほどワークショップでいろんな方が参加していろんな意見を出されていましたっていうその途中でもいいからですね、こんな意見が出ている、そんな意見が出ているとみんなに、町長、お知らせするとね、多少でも盛り上がるのではないかというようなことは思います。いずれできると思いますので、楽しみに待っています。

それでは3番目の質問に移ります。

3番目は、県がそれぞれの市町に1億円分配して、子供の遊び場整備をすれば

いいということが決定しましたので、誠にこれも喜ばしい限りでありますけれども、市によっては争うように取り組んでいる市もありました。県が子供の遊び場に1億円も出すという政策を発表してからそんなに長くたってないでしょけども、何かようやく永平寺町がこの間その場所を決めたということで、コンセプトも語り、絵を示してくれました。そこら辺でちょっと感じることがありますので、しばらくお付き合いをお願いいたします。

私想像するのに、決めるのにやっぱり松岡、旧永平寺、上志比の3地区で合併されたわけですから、その3地区のどこにするかっていうことでね、結構悩まれたのかなと思います。決め手は何だったのでしょうかということをね、思うわけがありますが。

アンケートのようなものも取ったのでありますか。1億円ほど分けてですね、二つに分けるか三つに分けるかはともかくとして候補地を複数にするという考え方もあったというふうに想像します。あるいは過疎地脱却の実行策をということで一石二鳥、一石三鳥の点もありますので、旧上志比に選ぶのかなという想像をしておりました。振り返ってみて、ここら辺に悩んだということが、差し支えがなければお示しください。

それと実際に建築する屋根つき広場のイメージ図も示されました。それで私もその絵を見させてもらったのですが、実際にできるのとイメージ図だけでは多少違いがあると思いますけど、正直言ってね、意外と小ぶりだなと思いました。あんまり子供が入れないのでないかっていう。ほんで遊具にしても何かクチャクチャとしていてね、その中に人が子供たちには十分に羽を伸ばして遊べないのでないかというようなことはちょっと不安として感じました。もうちょっと屋根がなくとも少し子供の収容力を意識したですねことを考えて欲しかったなど。遊具もちょっと少ないのでないかと思いました。体の置場がないっていうかね、余裕がなくて窮屈な感じがしました。

それともう一つ誠に細かいことで恐縮ですが、あの造る場所に、どうも隣にバーベキューの場所があるのでないかと思うのですが、バーベキューといえば必ずと言っていいほど、大人の世界ではアルコールも伴いますが、そのアルコールを飲む場で隣に何か子供の遊び場にある事が、ちょっと違和感があって、そこら辺がね、変更できるのなら何かね、少し考えてほしいなと思います。

それと一番はこのコンセプトに掲げてありましたけれども、要するに、子供を連れていきたくなるような遊具や空間を造りですね、それが一番のポイントだと。

子供を連れていきたくなるような、子供が行きたくなるような、これが最大のポイントであります。この屋根つきの遊び場が今回のメインでありますけれども、これだけで果たしてね、子供が行きたくなるような場所になるかどうかということですね。それだけの遊び場だけの空間だけで、収容力といいますか引力があるとはちょっと考えづらいですね。もうちょっとプラスアルファの引力の仕掛けを用意すべきではないかと思うところであります。

河合町長は10年前、町長になってからの初仕事は、当初の松岡公園の拡張計画を御自分の判断で半減をされましたことは印象深かったです。それはそれであのときのタイミングで正しかったかもしれませんけど、今の時点で今の松岡公園にどれくらいの魅力があるかな、あるいは集客力があるかなというと、はてとうふうに思います。お金をかけた割には計画的にインパクトが弱かったのではないかと思います。

県からの1億円を生きたものにするためには、別に半減した拡張計画をもう一度元に戻せとまで言いませんけど、もう1回見直してですね、松岡公園全体を拡張拡大ということも意識してほしいと思いますが、松岡公園内をもっと歩きたくなる、散策したくなるような魅力度アップを図れないかというふうに思います。

その空間を私は前から言っていますけど、意識的に北陸最大級の古墳とつなげられる一石二鳥、三鳥の発想を、そんな創意工夫で考えられないかと。古墳をさらに生かすことを思い出してほしいと思います。

総合的に松岡公園全体を、魅力的なものにするためには、何かもうちょっと深く考えていただきたいなと思うところでありますが、どうでありますか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 役場関係課により集客見込みやランニングコストなどについて話し合った結果、町としては、候補地を松岡公園に絞りました。これはあくまでも町の案を議会の方へお示ししているものですので、前回の全協でもお話しいたしましたが、7月の全協までに議会のほうからもいろいろな御意見や御提案をいただいた上で、御理解をいただきながら進めさせていただくつもりでございます。

松岡公園に絞った理由としましては、景色もよく桜も有名で、昨年度は商工会が桜まつりを開催するなど大変にぎわいを見せっていました。公園には遠足でも来やすいですし、公民館活動では、芝生広場でヨガ教室を開催もしています。今年度はバーベキュー施設が整う予定で、ますます松岡公園の魅力が発信されていく

中、もう一つの目玉として全天候型遊び場の候補地として絞らせていただきました。

候補地を選択する際に悩んだことと言いますと、当初は協議会で活用することがまとまれば志比北小学校跡地を遊び場として整備することを考えていましたが、休校となつたため、補助事業の対象ではなくなりましたので断念をいたしました。

公共施設の中に遊び場を併設することや、ほかの候補地もありましたが、施設全体の改修が必要な事や、今後のランニングコストや人件費などのことも考慮して、屋外での整備といたしました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まずこのタイミングになったというのは、ずっとこの1億円、県から発表されまして、志比北の適正配置の話がありました。この間、これは私たちが決めるのではありませんが、もし学校の利活用の中でこういった子供の遊び場という提案があったときには、この資金、有効に使えるなという思いもありましたが、今回休校という位置づけになりましたので、休校はこれ使うことができませんので、ということで今、子育て支援課長がありましたとおり、いろいろなところを選定しながら進めていったというのが現状です。

今回も先ほどの遊具のお話をされました、あれもあくまでもイメージという形で議会の方にも提出させていただいておりますので、今課長言いましたとおり、また皆さんいろいろな意見をお伺いしながら進めていきたいなというふうに思っています。ここはやっぱり柔軟に対応していきたいなと思っておりますのよろしくお願いします。

それと10年前の話も出ました。あのときの計画は、今、松岡小学校の崖崩れがありました、あの上を通って東側の昔第2公園ってあったのですが、あそこまで一体的に開発をしようというお話をしたが、なかなかこういう範囲も広くなる、維持管理も大変ということで、その部分をやめて、こっちの部分のあずまやを造り、もともとはこれあずまやの計画はなかったのです。ただ暑さとかそういうところがあって、行く行くはそういう御飯を食べる場とかがあるといいなということで、こちらに、予算は多少安くなりましたけど集約をさせていただいたという経緯もあります。

それと松岡公園、やっぱりコロナ前とかあれが出来上がったときには、やっぱりあそこの利活用、やっぱり遊具が必要じゃないかとかいろいろな提案をいただ

いておりましたが、コロナになってちょっと人が集まらないっていうか、ちょっとその公園に対する関心がちょっと薄まってきたところもありますが、今、多くの人が動き出していますので、このタイミングといいますか、あと令和8年までのこの事業になりますので、今のここでまた皆さんにお示しをさせていただいて、進めていきたいなと思っております。

これについては本当に柔軟に対応させていただきたいなと思いますので、またいろんな、この夢のある公園ですので、皆さんと一緒にまた考えていくて、よりよいものを造れたらいいなと思っていますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君）　松川君。

○12番（松川正樹君）　ありがとうございます。

確かにイメージ図ですから実際に建ててみないと分からないわけですが、私のイメージとしては、ちょっと1億円ではお釣りが来るのではないかかなというふうに思います。町長も1億円プラス2,000万ほどプラスしてってことで計画を立ててらしたわけで。あ、言ってないですか。

私のイメージでは、どうも、あのドームでは少し小ぶりだなということを思うので、多分お金が余るのでないかと思います。

あともう一つは北部最大級の古墳といかにつなげるか、つながるかっていうことを意識した松岡公園の開発をしていただけたらと思うところであります。

以上でございます。次の質問に行きます。

えい坊館のことです。えい坊館の1階ホールが飲食スペースの運営事業者の募集結果が発表されました。待ちに待ったお答えでしたので、固唾を飲む気持ちで聞いてみました。もう少しあの文量のあるね、ちょっと長々とした提案かなと思っていたのですけど、A4版1枚にとどまる非常にすっきりしたもので、でも文章が少しでも内容がキラリと輝いていればいいと思っていたら、業者さんのお店の名前が「きらり」だったのでびっくりしましたけども。実際に「きらりさん」がキラリと輝くことを期待いたします。

道の駅での経験を生かしてですね、商品開発力の実力を発揮してほしいと思います。実際に道の駅で長年お客様相手に実践をされていたので、お客様への心遣いとか気遣いもレベルも高いものと心から期待をいたします。

ただ、気がかりな面も以前からあります。以前から申し上げていますが、駐車場を心配したものの思ったよりも広く取れました。その分建物の部分が以前の松岡町役場の時代よりも1階、一回りも二回りも小さくなってしまった。お店に入

ってもすぐに突き当たってしまうスペースです。その分、1階のお店の魅力度が今一つぱっとしないと思っています。

えい坊館が新しく完成した時点で、これも私は結構昔のことを見ているのですが、河合町長の感想聞いたことがあって、そのときの河合町長は、実ははらは膨れていないということを評されていました。これは町長になってそんなことですので、細かい点でいろんなことを言うのは遠慮されたかなと思うところがありますが。

私も実は振り返ってみると、このえい坊館の、えい坊館という名前が載る前から、この建物をどんなに生かしていくかっていうことの委員会に入っていまして、いろんなことを語った覚えがあります。あの当時は松岡藩の復活みたいなことをイメージしたこと也有って、なかなか面白いなと思っていたので、たくさんしゃべったことを思います。

ところが途中から何となく情報も全く来なくなって、気がついたときはえい坊館ができていたと。私も実は欲求不満のまま今日まで至っています。こうすればよかった、ああすればよかったというところがもういまだにあるので、これからもしゃべり続けると思いますので、よろしくお願ひします。

私はもうちょっと踏み込んだことをね、改善してほしいなと思いますが、実はこれ、今やっていることっていうのはえい坊館のお色直しをしているような感じでね。何か抜本的な改善ではない。それを抜本的な改善をすることによって、私はよみがえると思っています。すぐにはできないかもしれませんけども、場合によってはね、捨てるものは捨てていいと思います。だから今は余計なものがあるという気がして、どれとは言いづらいですが。

ちなみにこれはちょっと細かいことで恐縮ですが、契約の相手さんとの約束事でしょうけど、細かい点ですけども、施設使用料とか、あるいは光熱水費、あるいは備品賃貸料というのですか、そういうものが減免というか免除ですね。あるいは人件費に1万2,500円か払うという非常に前のときに1回業者さんを決めたにもかかわらず、ちょっとおかしなことになったので、このトラウマかなと、何でもないけど、これちょっと差別化じゃないかという声が実はあります。いろんな関係者からいただいています。ほんと、もうこれじゃちょっともうかり過ぎてしまうのではないかという方さえいらっしゃるので、これ一体、施設使用料とか、光熱費っていうのは大体決まっているのでしょうか。これ細かいことで恐縮だけど、なんか値段が分かればねいいなと思うのですが。想定していません

か、価格は。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） すみません。この前の当初予算の予算質疑の中で回答させていただいております。ちょっとすみません、私ちょっと今度忘れてしまったので、今幾らとはっきり申し上げられませんが、予算質疑のときには金額、お答えさせていただいていると思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） もう一度経緯をお話しさせていただきたいと思います。

あそこ飲食、まずえい坊館、2階のスペースは本当に盛況でして、いろんな方があそこを有効に活用して、これぐらいのスペースがあって、本当にいいっていうことをいただいております。引き続き多くの方に利用していただく。

下のスペースの話になります。これもこれはもう本当に議会の皆さんお分かりだと思います。これ実は議会とともに歩んできたところがありまして、まずあそこ、飲食店をやっていました。ワンコインで昼食とかやっていたのですが、当時補助金が300万円とか何百万円ってなっていって、議会のほうから、また行政としても、近隣の飲食店もあるから、ちょっとここはちょっと抑えないとけないよねって、また議会のほうも決議か何かいただきまして、決算か何かのときに見直すように、考え方直すようにということで、その時点で一度立ち止まりました。

町も一生懸命考えまして、何とか光熱費だけ、あとこっちからは補助金はなしでやっていただけないかということで公募をして、1回JAが手を挙げていただいたのですが、審査をした後にちょっと残念だったのですが断られた。

また、あそこからずっと月日がたつ中で、議会のほうからも、何とかあそこを活用して喫茶スペースを復活させるようにという中で、やっぱりそのときには私たちもどうしてもそのお金、ランニングを支払わないと手を挙げてくれる方がいないという旨もお話をさせていただいて、昨年の予算のときにも、これぐらいいろいろいろいろリサーチしたら、これぐらいならそこでやってくれる方がいるのではないかということで、当初予算で提案をさせていただきました。

これについても議会のほうから積極的にというか、その飲食店を進めるようという決議もいただいておりましたので、町としてもできるだけそういったあそこの利活用を進めるように今やっておりますので、今回、明日から昼食オープン、明日から始まるということですので、これについてもまとめてポンということじゃなくて、時間払い、日払い補助金は。何回やったかっていう、そこでしつ

かりそこはシビアに計算させていただいてやらせていただきますので、また今、ようやく新たに進み出しますのでちょっと温かい目で見ていただいて、また利活用もしていただけたらなと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） 温かい目で見ようとは思いますが、やっぱり住民から言わせると、やっぱりいろんな経費が免除とか、1人当たり1万2,500円でいくというだけで、もうちょっと理解しにくいとこあるので、そこら辺をうまく説明してあげてください。

最後の質問に移ります。

最後の質問はですね、議会と語ろう会で、結局私どもはPTA中心の方々と懇談をさせてもらいましたけれども、この間も上志比と終わりました。現役のPTAの方々と話をしまして、いろんな話したのですが、今回ここではPTA活動の実態から思うところがあったので、緊急に提言させていただきます。

人数はですね、どの支所も、志比小も志比北小学校関係も上志比も4人とか3人とかね、人数は少なかったのですが、非常に中身が濃かったです。いろんな意見が出てまいりました。やっぱり皆さんPTA仲間っていう親近感があってですね、今までの従来のやり方よりもこういうやり方もありだなと思ったところあります。

そこでですね、その方々4人、3人の方々はいずれも会長だとか副会長だとかというふうに非常にそういう要職に就いていらっしゃって、非常に汗を流している方々のおっしゃることなので、御自分たちは頑張っていらっしゃいますけれども、もう時代の流れとして非常にPTAの役員になりたがらない、あんまりそういうことに汗をかくのはね、煩わしいという時代にどうも入っているなということを言われるので、知ってはいたものの、実際に生の方々に生の声としてそれを聞くとやっぱりショックを受けましてね、一種のカルチャーショックみたいなものです。

ああ、実際そんな時代が来てしまったと思ってね、何故かなということで、早速その後、教育長さんにそういう意見交換の教育常任民生委員会で、竹内新教育長と意見懇談会をしたときに非常に竹内先生からは、非常に示唆に富んだアドバイスをいただきまして、恐れ入っているところでありますけれども。

やっぱり私もそれでくじけたわけではないのですが、我々がやってきたPTA活動とか地域活動がすっかり否定されているとは思いませんけども、実際の流れ

はまさにそこら辺に来ているのです。来ているのですが、諦めるわけにはいかないというところは私の持論でありまして、引き続きね、あるいはさらに押付けになってはいけませんけれども、やっぱり極力、町長さんとか教育長さんにそういう時代になっているけども、いまひとつ若い方々の実態はそうであるけども、何とかね、いい方向に向かうようなことの認識をお持ちになって、これからも何らかの方法で関心いただきたいと思うところであります

私も P T A一生懸命やっていて、P T Aの本当の目的は幾つもあるのでしょうかけども、その方がおっしゃるのはね、P T A活動の最終的な目的は世論形成の場にあるとおっしゃって、はあ、すごいこと言うなと思ってね。感激したのですが。そんなことは初めから言うとね、みんな引いてしまうのであんまり言わないのですけど、やっぱりそれなりに意味があります。それはP T Aに限らず、地域活動はみんなそうです。それがP T Aに限らず、地域活動がどうもその低調になってるっていう。議員ですら成り手がないという時代に入ってきてるので、そこら辺がね、非常に難しいですが、やっぱり何とかね諦めないで、今の世の中、金、金、金の時代になっているのですが、金だけで、金はもちろん大事です。大事ですが、経済のみで世の中がうまく埋めていくわけではありません。そういう意味で社会教育とかP T Aらの地道な地域活動が、永平寺町全体の理想的なまちづくりの大きな柱になっていくということですね。再度御認識いただきましてですね、御努力を願えればと思っております。

地域活動らに住民たちが煩わしさを感じているということを前提にして、何か発想を変えて、柔らかい発想で、何とかこの危機を乗り切っていただきたいなどは思うところがありますが、どうぞ御所見を伺えたら幸いです。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） まずP T Aの方とですね、議員の方、語ろう会でいろいろお話ししていただきまして本当にありがとうございました。

今、議員さんからもお話ありましたけども、P T Aの役員になる方っていうのがだんだん時代の流れとともに、変わってきた部分もあります。そのためですね、役員の選出の方法とかですね、いろいろそれぞれの各学校のP T Aのほうでいろいろ組織の改革とか、そういうことを実際にやっていただいております。

ただですね、学校教育、家庭教育においてですね、このP T Aという組織の役割は本当に大切なものだと考えておりまし、今全ての方がもうP T A活動しないよっていうことではないので、もう本当に先ほど議員もおっしゃっておりまし

たけども、やはり諦めないで、各学校でやれる形でこのPTA活動をしっかりと進めていくと。

各学校においてもやはりこの子供たちのこの学びを支えるのはやはり保護者であり教員といったこのPTAという組織が本当に大事なところになりますので、その点はですね保護者の方々ももう当然のように分かっておられております。

その中で今各学校単位のPTAの活動であるとか、それから本町におきましては永平寺町のPTA連合会というのがあります。そういういたやはりその組織として、また教育行政にも関わる、お願いをするとか、そういうところで本町においてもいろんな通学路であるとか、いろんなところでのお願いを、PTA連合会を通じて、または各学校のPTAから、上げていただいておりますので、そういういた面で本当にそのPTAの重要性っていうのは、もうそれぞれの保護者の方がよく分かっておられるので、ただその組織の役員を決める際のですね、そういういたところで、いろいろな各学校の事情というものがあるようです。

ただですねこれからはやはりずっと僕も言っています、保護者の方も本当に学ばないと、いろいろな時代の流れが本当に変わってきており、保護者の方も知らない部分はたくさんありますので、そういういた今年度の研修会なども、もうできるだけ各学校単位じゃなくて、その学校単位でやっている研修会をほかの学校の保護者の方にも広めていただくとか、そういうこともお願いをしております

これからですねまた各学校のほうには、また校長会を通じて活性化を、積極的な活動をお願いしていきたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 松川君。

○12番（松川正樹君） ありがとうございました。今、竹内先生のお話聞いていて、昔のことを少し思い出してきて、最初の学級委員の選び方ですね。最初学級委員になったときに知ったのは、先生のほうから担任の先生のほうから電話がかかってきます。あなたに決まりましたって。それで決まりましたで、分かりましたって簡単に引き受けてくれれば何も問題なんやけど、それが2人、3人、4人、5人、6人ってずっと、その断った人は必ず連絡するやね。実は私来たけど断つたって。それが9番目ぐらいでやっと決まったっていう話は昔聞いて、こんなことしたらあかんなと思って、俺は早速改めました。もう先生にそんなお手数をかけるわけにいかないと、たった1枚の通知であなたは学級委員に決まりましたのでよろしくお願ひしますということで、これはほとんど変化がなかったです。

あるいは私が最初広報部員になったのですが、先輩がそれ本当に何年も役していたのかな、もうノウハウも知り過ぎている、もう淡々と、新聞は松岡小学校PTAの新聞が出来上がってきます。これはたまげてね。そしたら、たまたまそこに居合わせた先生からも、2人ほどPTAに応援をしてくれる方がいたのですが、その先生方2人が口をそろえて、松川さん、こんなもん我々の学校では考えられんって。みんな学校が造っているよって。松岡小学校PTAは大へんなものやつて言われてね、本当やっぱり松岡小学校は言われたらうれしかったけども。なんだろうなって、そういう時代だったのでしょうね。いろんなことを教わりました。教わって私も多少のことはしたつもりですが、我々を教えたことは、何とか伝えたいきたいという気持ち一心ですが、なかなかうまくいきません。

はい、ありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 1時53分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、金元君の質問を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。私は町政上の課題、町民の視点から何点か質問をしていきたいと思います。

今回は4点質問を提出しております。1つは、町職員のストレスチェックから職場環境の改善へ、2つ目は、離婚後の子の共同親権問題、最近話題になっています。3つ目には、新教育長にお聞きしたいということで、学校の在り方検討の中から、私気になっている点がありますので確認したい。最後は町長の所信の中で、開会の挨拶の中にもありましたが、超プレミアム商品券の発行の在り方について質問していきたいと考えています。

1つ目ですが、町職員のストレスチェックから、職場環境の改善へという問題ですが、5月の初旬の日刊県民紙に、ストレスチェックの活用として、働く人のストレスの程度を測定する検査、ストレスチェックのことを多くの企業が導入し、ここにいる人たちの中にも受けたことがある人も多いだろうと思うところです。記事はこうやって出ていたのですが、御存じの方もいらっしゃると思うのですが。

ただストレスチェックの結果を十分に生かせているのだろうかという記事になっていました。どうすれば有効活用ができるのか、専門家に聞いたということですが、答えてているのは公認心理士という職務があるそうですが、成田さんという人が回答しておられました。

今回のこの質問ですが、予算審議や決算審議では、私も度々質問してきたものの、町からの答弁は私にとってそれほどすっきりしたものではなかったと思っています。結論から先に言いますと、この成田さんは、集団分析の結果を受けて、職場環境の改善に取り組まない限り、メンタルヘルスケア対策は進まないと指摘しているところです。

本町でも、職員へのストレスチェックを毎年行っていると思うのですが、職員へのストレスチェックについてはどのような形で行っているのか。また、職員のチェックへの参加率はどれくらいか。その結果の評価、分析はされているのか。どうすればその結果を有効活用できるのか。分析研究はされているのか。その結果は職場の環境改善に生かせているのか。この辺をまずお聞きしたいと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） まず、ストレスチェックの参加率から申します。令和5年度ですね、全職員399人分のチェックの参加が394人ということで98.7%でございます。

検査の方法はですね、通常の健康診断と同時にストレスチェックの問診票が配られまして、各自封をして提出するといったような方法を採っております。

それでストレスチェックの結果ですけれども、これはもう個人宛てに直接通知されるものでございます。総務課のほうには部門別にグループ分けされた集団分析って先ほどおっしゃいましたが、その集団分析の結果と高ストレス者のリストのみが届くことになっております。その高ストレス者の情報につきましては、総務課長へその情報を出していいかっていうようなことにも、本人の意思確認が必要でして、もう厳重に管理することが求められております。私も人数のみの把握となります。人数で申しますと令和5年は6人ということでございました。

その高ストレス者となった方への対応でございますが、総務課の担当のほうから産業医との面談を進めるようになっております。それを希望しない場合は、今度、相談窓口として共済組合でありますとか、町が直接委託しているメンタルのカウンセラー、ここを紹介して、悩みを抱え込まないように配慮をしているとこ

ろでございます。

先ほど申しました集団分析の結果でございますが、これ特に全国の平均の数値も出ているのですけれども、もう大差ないというか、もう同程度でございますので、現在のところ、それほど偏った結果が出ていると認識はしておりません。それを基にした注意喚起というのは行っておりませんが、昨日も楠議員などへの答弁の中で、退庁時間の管理ですとか、仕事の平準化ですね、それと職場内風通しをよくするとか、そういったことで環境整備につきましては、管理者会、課長と参事が集まる会合などで常に留意して配慮を求めているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 新聞記事に出ていたのを読んでも、もう全国的な比較のことをやろうと思えば、そういう状況も数字で示されているっていうことですし、厚生省のホームページには、集団分析などができる厚労省所管のストレスチェック実施プログラムがホームページに示されているということで、積極的に活用されているのだろうと思います。

ただ、昨日の楠議員への答弁をお聞きしていても、結構、職員、辞められている方もいらっしゃるということを考えると、そこはちょっと別にしても、いわゆるストレスを抱えた人を、全国的に見ても大体職場の1割ぐらいは出てくるのではないかと。そこから次のステップへ進むのは、なかなか進みにくいところもあるっていうことで、職場の管理職のやっぱり支援っていうのは非常に大きいことだと思います。

僕は本町の方では、もう的確にやられているとは思うのですが、ただ、このストレスチェックですけど、どういう背景で導入されたかっていうのは当然御存じやと思いますね。2015年から従業員50人以上いる企業で実施が義務化、50人未満については努力義務ということで、8割以上の企業で導入されていると。

その導入の背景には、職場の人間関係や過重労働など強いストレスが原因で鬱などの精神疾患を患う人が増えていた。検証することで、個人では自らのストレスに気づいて、改善に向けて対処できる方向を示すことになる。企業にとってみれば、ストレスの原因となる職場環境の改善に取り組める。こういうことを何か心理士の成田さんという人はお話ししているようです。

検査することで、一部、繰り返しになりますけれども、これは導入目的の一説ですが、一人一人のメンタルの不調を未然に防ぐと。一回人間っていうのは壊れてしまうとなかなか立ち直れないっていうのがありますから、そこは非常に大事

なことだと思います。結果は本人に直接され、会社は関与しない。ただ、高ストレスを抱えている人たちについては、どう支援するかってこともあるのですが、高ストレスを抱えていることが分かったら、自身が医者による面接指導を申し出しができるとあるのですけど、反面ですね、高ストレス者だと、会社とか幹部に知られることを不安視して申し出ないっていいますかね、そういうことも思う人もやっぱりいらっしゃるようです。

そこは本当に全国の例を聞くと、いわゆる高ストレス者は1割ぐらいいるとしたら、その1割のうち、次の専門医への受診っていうのは、5~6%になってしまっていうことも言われているので、実際はうちの場合はねいろんな指導されて、そういうことを援助しているのだと思うのですが、そこに至らないにしても、なかなか難しい問題ですから、そこは十分気をつけて対応していくしかないといけないと思いますね。

とにかくさつき体調とか仕事の内容とか、職場の風通しをよくすることかね、幹部がいつも協議して進めるということですけれども、ただ本当にここで本町の問題点があるとしたら、どこにあるのかと。また自然的に生まれてくる、そういう高ストレス者の発生っていうのですか、生まれてくる原因をどう分析しているかってことは非常に大事なことやと思います。

そこを本当に今の分析、対応、対象の仕方でいいのかどうかってことも含めて、もう一步進んだことを考えるようなことはないでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 結果はなかなか私にも伝わらないのですけど、ずっとこの10年間やってきている中で、本当に感じて今気をつけているところが何点かありますて、役場の業務って、窓口から、現業、土木、水道、教育いろいろあって、実は職員さん、そこに物すごくあう、あわないがあります。

何年間そこの課にいたときに元気がない職員さんも、違う課に行ったら生き生きとしても活発に活躍していただけるということをやっぱりこの人事の異動、これが物すごくその職員に適正な仕事、実は役場の業務って物すごくいろんな窓口とかあって、ここをやっぱりしっかり私たちが見極めるのが管理職まず大事。

それとやっぱり人間関係、意見柔軟に何かみんな仲よくやっている、そう見えてもやっぱりちょっと人間関係でちょっと辛くなる方もいる、ここもやっぱりここは課長同士の連携の中で、ここもまた人事異動のときにちょっと違うところに分けるとか、そういうことの気配り。

それと今やっていますのは、ここ数年やっていますのは、やっぱり新しい職員さんが結構辞められる方が多いので、今新人職員と私直接お話ををして、環境がどうかって、またそこの上司ともちょっとお話をさせていただいて、独りぼっちになつてないかとか、先輩とうまく連携できているかとか、こういったお話も今課長だけではなしに、その職員さんといろいろなところでお話をさせていただいているです。

やっぱりまず自分のポジションというか、よりどころというか、まずそこをしつかりまだ若い職員さんにはつくってあげる、そして先輩が支えてあげるっていうことを、やっぱりしっかりしなければいけないなと思っていまして、今、管理職として、細かなストレスチェックは総務課が個別のお話をするなど、そういうのはしているかな。何でもこれ個人情報がありますのでそうですけど、私たちがこのいろんな経験でよりよい環境をつくるために、そういったことも今取り入れながらやっております。

また人事異動のときも私たちが決めるのではないですし、権限は私にあるのですが、各課長いろいろな方々の意見を聞いて、本当に若い現場の異動については、そういう声を本当に参考にしながら決めていますので、そういう点も配慮しているところです。

ただ、まだまだそれでも年度変わると、あ、ここの部分がとかいろいろあります、といったのはまたしっかり反省、また課題をしっかり見つけて次に進めていくように取り組んでいます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そんなにむちゃくちゃにいろんな職員からの声があって、ここで質問しているってわけではないってことだけは先に言っておきますけれども、やはりリストressチェックっていうのは、僕はその予備軍もやっぱりいらっしゃるわけですね、職員の中には。現実的に10年間で62名ですか、辞められたと。さらに正職員でそれだけですが、会計年度職員も含めると、この職場で500名ぐらいになるんですね。500名近くなると思いますね。

そういうことを考えると、やっぱり地域によっては巨大なその組織になる。そういう中で、会計年度任用職員については、ちょっと責任の問題等でいろいろあるのかもしれませんですが、そういうことも含めたストレスチェックをやってみて、やっぱり職場をどうしていくかってことを考えるためにも、1回やっぱり専門家、そういう数字を持って、専門家の分析医を依頼するとか、職場環境の改善を、改

善になるのか、よりよくするためにといふので見たほうがいいのかは分からぬ
ですが、そんなことを考へるっていふことはないでしょか。

○議長（中村勘太郎君）　総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　ちなみに会計年度は先ほどの人数に含めております。パ
ーセンテージ98. 幾つっていうのには、あの正職員プラス会計年度の職員の數
字でございます。

それで今ほどのその専門家のあれですけれども、そもそもその結果を外部に提
供することがよろしいのかどうかのところから、ちょっと調べさせていただきた
いのですけれども。高ストレス者の人数は分かりますけど、その予備軍までい
きますと。違いますか。

（発言する者あり）

○総務課長（多田和憲君）　それはストレスチェックの結果を基にしてといふのでな
くして一般的なっていふことですか。

そこにつきましては、我々何年前かな、メンタルヘルスの研修って職員研修、
全員対象のものを去年、一昨年もやっていますし、毎年行っております。

○議長（中村勘太郎君）　金元君。

○6番（金元直栄君）　実はそういうストレスチェックの結果で、職場の状況どうな
んかって、それを改善していくっていうことを考へるときに、町長、一番会社な
ら社長、社長がそこを絶対取り組めやと、新しく入ってきた人たちも含めて1人
も辞めさせんという立場で臨むと、企業の値打ちが上る。そこはだからある意味
町長、副町長あたりが、やっぱり全力を傾注して、やっぱり職場をよりよい職場
にするためにどうするかっていうことを、今、労働組合はなかなか大変な時期で
すから、そこが職場の環境改善を非常に積極的に定期提案、交渉するっていう時
代じゃなくなっていることもあって、ここも非常に大事だと思いますね。

ぜひそういうことを僕は考えてみてはどうですかっていう提案ですから、やっ
てはいるか、やっていないかだけの話ではなしに、ぜひ僕は専門家に情報を提供す
る、しないのでなしに、一緒に考へてもらえる、そういう人たちのグループも産
業医も含めて、いらっしゃると思うので、そこは率直に厚労省にどんなところに
相談したらいいだろうと、一回全部点検してみたい職場を。そういう意味ではよ
りよい環境をつくる意味でどうしていくのかということを相談してみればいいで
すし、特にね、役場って、こう言っちゃなんんですけど、公務員の世界でちょっと
特殊ですよね。人間関係で成り立つっていうのか。その上下の関係も一般の物を

作る生産現場にいる人たちとはちょっと違うこともあって、なかなか今でも、これはちょっと嫌みになりますけど、技術職という職種が残っているとかねっていう前近代的なところもあります。

そんなことを考えると、やっぱりそこをきちっと全体を見渡してどうなのか。調理員の辞める人たちが多いのは、そういう職場の環境もどうなっているのかっていうのをやっぱり知る意味では、状況を見ているだけでなしに、分析もしながら、職場全体を見渡していく。そういうことをね、ぜひ町長、副町長を中心になって進めてほしいとは思うのですが、いかがですかね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 一度、五、六年前に職員の中で一回提案、7年ぐらい前ですかね、一回、これでなしに、役場の業務の効率化ができているかどうか、本当に残業が多いとかいろいろある中で、どこに無駄があってどこがあれなのかって、ちょっと民間感覚という思いもあって、それをちょっと職員に提案したときがありました。

ただ、今おっしゃったとおり、ここは企業ではなしに公ですので、例えば、住民との応対を今まで30分していたのを、じゃもうこれ15分で切り上げなさいとか、議会を3日やっているのを2日にしなさいとか、そういったところが実はちょっと厳しい効率化ではちょっと図れないというか民間と違うところがありまして、逆にそのときは町長それをして、逆に負担になってしまふという声を聞いて、ちょっと一回思いとどまったときもあります。

今、金元議員おっしゃられたとおり、うちのその働き方の中で見てもらうというのは大事かなと思います。ただ、町も前向きにやろうと思いますけど、町も例えば対町民、対議会、ここに対してもやっぱりしっかりしていかなければいけないところがありますので、それも含めて一度いろんな角度で見てもらえるっていうことはやっぱり大事だと思いますので、何か考えていきます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ゼひお願いしたいと思います。そして本当に近隣自治体からいや、永平寺の役場は本当にいろんな話が自由にできて、上司に対してもいろんな提案をすると、それをみんなで論議しながら前に進むのは目に見えるなんていふ職場になっていただくといいのかなと思うので、そういう提案をさせていただきました。以上です。

2つ目の質問ですが、これは最近民法の改定による問題で出てきている離婚後

の子供の共同親権に関わる問題のことです。

民法の改定による親の離婚後の子供への共同親権制度導入問題ですが、今大きな問題となっているのは、親の離婚後の共同親権制度の導入を含む民法の改定だと言われています。改正民法が施行されると、どのような問題が生じてくるのか。町としても考え、課題となる事柄への対応をまとめておく必要があるのではないかと思い質問をするものです。

例えば、高等教育無償化の要件では、共同親権となった場合、離婚しても共同親権があるわけですから、父母双方の収入により算定するとは国の説明です。しかし現実には、同居している保護者がその授業料を払っているのは実態ですね。

じゃ、養育費をもらっているのではないかっていう声もあるのですが、これまた現実は、養育費を最後まで約束どおり払い続けるのは、4分の1程度と言われているというのも実態だそうです。

一方ですね、児童扶養手当の要件について言うと、子を監護する者となるため、同居親の収入により算定するとなっています。独り親の場合は1人の収入で算定するということですね。

国ですらこうやって矛盾があるわけですが、親の収入要件のある本町の支援策にはどんなものがあり、これ何かで示してもらうといいと思うのですが、その支援要件は、国のように矛盾している点はないのかっていうのをお聞きしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 親の収入要件のある本町の支援策は何件あるのかっていうことですけども、子育て支援課のほうでは8件、学校教育課のほうで2件、福祉保健課のほうで1件ございます。

永平寺町に住所を置かれている方を対象に助成をしているものがほぼほぼなんですけども、DV等で住所を持たずに来られている方については、DV避難者として判断ができれば、また考えていかないといけないなとは考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いや、今はそういう要件があると、件数でいいですけども、今後調べてほしいのは、いわゆる共同親権なんかが導入されると、離婚していくければ両親がいるってことですね。DV避難者っていうのは認定される前は。ちょっとその場合は、1人で別居して生活していても、DV等でそれが認められるまでは、両親の収入で計算される。

ただ、要件によっては、例えば児童扶養手当みたいに一緒に住んでいる親の収入で判断するっていうのでは、これね、天と地の差が出てくるわけで、そういう差があるのは、8件、2件、1件のうち、どうなっているのかっていうのを、今はいいですから、きっちりやっぱり僕は準備してほしいってことを言っているのですから。今から準備しておかないといけないし、対応によっては共同親権前の話でも、いろいろ矛盾が出てくるのではないかと。

ちょっと次進めていきますけど、では、今後本町の独り親家庭の支援などはどうなるのか。DVで避難している人には、現在どのような対処を本町はしているのか。今後この形態は変わらないのか、それとも変わるのが。ここはどう考えているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 私のほうからDV避難者についてちょっと御説明をさせていただきます。永平寺町に住民票を移動していない方で避難されている方についてですが、この方については裁判所が、DV法に基づく保護命令とかですね女性所相談所からの証明書というものが本人から提出された場合は、永平寺町に住んでいるとみなして必要な支援を受けることができます。裁判所から命令って言いますと被害者への接近禁止命令とか電話等の禁止命令、同居の子への接近禁止命令とかがあります。永平寺町においては今までこのような事例は1件もございませんでした

DVの被害の窓口というのは福祉保健課になっているのですけれども、実際問題、永平寺町のほうに来られますと、相談している姿なんかを見て、情報が漏れて、相談者の方に被害が及ぶということで、直接、女性相談センターのほうに行くようでございます。その女性相談センターの中で相談員の方が伴走をいたしまして、安全に住所をほかの市町へ移動させると。場合によっては相談員さんが、市町の窓口の方と一緒に付き添って、パートナーの方に住所が知られないような手続を取って避難させていくといった現状がございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） やっぱりDV問題っていうのはね、ドメスティックバイオレンス問題っていうのは、実際行政の言葉は悪いですが網にからないっていうか、それに取り残されている人たちも結構いる実態があります。

全国の悲惨な事件、相手に離婚後もしつこくつきまとわれて暴行を受ける。被

害を受ける。家族まで殺されるっていう事態もありました。ただ、別れた後、離婚したっていながら、何度も復縁するのは何か問題がある可能性がある。強く復縁を迫られて、渋々受けてしまっているけどもまたすぐに別居する。それを繰り返して離婚する。繰り返す人たちもやっぱりいらっしゃるようで、そんな場合、やっぱりどう対処していくかっていうことを、この共同親権問題はもう少し深刻になってくるのではないかと。共同親権っていうと相手の住所を知らんとあかんねDVで。ちょっと次行きますか。

次に行きますけど、という問題だけに限らず、今回の民法改定の方向性となると、DVや虐待から逃げられなくなるなど、重大な懸念が生じるのではないかとも言われている。DVによる離婚、要はどちらかがやっぱり訴えないといけないわけですね。法的には離婚が成立しない限り、いわゆる両親になりますし、それが成立して以降も、共同親権ということを裁判所が決めてしまうと、関係ない人が決めてしまうと、共同親権ということですから、何か入学するとかいろんなパスポートを取得するとか、いろんなそういう機会、機会に、両親の承諾が要るっていうことになるので、その辺は非常にシビアな問題を抱えて、先ほど言われたように、幾ら隠していてもどっかから情報が漏れて住んでいるところが相手方には分かってしまって、また被害を受ける。しつこくつきまとわれるっていう話なんかもないわけではないですから、そういう意味では大変ですけど。

いずれにしても今度の民法の改定によって、共同親権っていうのは、本人たちは離婚したいけど離婚が認められない、合意に至らないケースで、裁判所が共同親権を認めた場合など、どうしていくのか。DVの場合なんかは、離婚の1つの原因にしようと思うと、その証拠があったのかどうかっていうことを示せと言われたりして、証拠が示されないと、映像とかそういうことが診断書とか示されないと、過去のことは不間になるという状況も生まれてきて、深刻な問題だって言われています。

そういうときに本当に町なんかは、そういう大変な人たちに、状況女性相談所へ行ってちゃんと相談して進めればいいのだけど、そういうところに行き着かない人たちもたくさんいて、もう地域でピクピクしているのではないかと。そういうような人たちをどうやっぱり支援していくのかっていうのを、今度の改定民法ではさらに厳しい状況になることを考えて、支援策をやっぱり考えていかなければいけないし、さっき言ったように、両親の所得でいろんなサービス、支援の枠が閉じられてしまう人たちも出てくる。一方、条件によっては同じ国の施策でも、

独り親の収入でいろんな支援を受けられるってことにもなるので、そこは十分考えた対応をしていってほしいと思います。

その辺は町としてやっぱり準備はしていくつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 北川副町長。

○副町長（北川善一君） この法律は5月に成立して、2年後に施行される予定ということで、国ではそれに向けて円滑な運用のためのガイドラインをつくるっていうふうなことを言っていますので、そこで、国でまたいろいろ協議していくと思いますので、この協議を注視しながら、町の対応も考えていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 国で考えてくれるのはいいんですけど、国でも、さっき言ったように両親の収入を計算しますっていう高等教育の問題、しかし扶養手当なんかについて言うと、独り親、監護している独り親の収入によって定めるっていう差があるので、国に任せても、僕は、末端の自治体は現場ですよね、そこではやっぱりいろんなことが想定される内容について、どんどんですねやっぱり県国に上げていかないと向こうは気がつかない。机上の上計算だけというか、考察だけで決められていくのではどうにもならないと思うのですが。

その辺はやっぱりそういう、やっぱり示していくっていう方向になるためにも、差のある、いろいろ問題が出てくることを想定してまとめておかないと、また対応を考えておかないといけないのでしょうかっていうのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 北川副町長。

○副町長（北川善一君） 文科省も、また法務省と話しするとかって言っていると思うんですけども、また町としても必要な対応があるかどうかも含めて、もし必要なこと上に言っていかないというようなことがあれば、県とかそこに言っていたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 私のほうから今回の民法の改定について若干触れさせてもらいますが、先ほど副町長申し上げたとおり5月17日に成立して24日に公布されたものでございます。

この人権についてはこれまで離婚した場合には父母どちらかが親権を持つ、いわゆる単独親権となっていましたが、今回の改定によりまして、その単独親権か共同親権どちらか選択ができるということでございまして、共同親権になった

かというと共同親権だけになるわけじゃないです。選択は、単独親権でもできま
すし共同親権もできるということでございます。

あと通常は、一般的に離婚で多いのは協議離婚が多いですね。協議離婚の中に
親権をどちらかということありますが、そういう協議離婚の折り合いがつかない
場合には、調停離婚とか裁判所の離婚が今までございました。その中で裁判所
なんかでは、親権はどちらかがというような判決とか決定をしていました。そ
ういうことに改定民法からは、そういうのに共同親権も加わるとの事でございま
して、結構裁判所が判断するっていうのは、今までどおり、双方の協議がつかない
場合ですね、つかない場合に調停とか裁判に行くところで、流れは変わってない
と思います。ただその中の判断として共同親権が加わった、ということで御理解
をいただければというふうに思います。

まだ、法務省、法務局からの通知も来ていませんし、その様式の変更とかまだ
来ていません。2年後の施行になりますので、そのうちにいろいろまた国からも
情報が来ると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そう言われるのですが、そこに裁判所が決めるところで問題
が生まれるのでないかと。特にDVの場合、対等に相手と協議できるかといった
らできない状況だと思います。そういうときに最終的に裁判所が決めるっていう
のですが、その場合やっぱり強力な証拠がないと共同親権になってしまうのを、
共同親権を裁判官が決めます、裁判所が。裁判官のやっぱりいろんな自分の生い
立ちによって、差が生じてくるっての事はいろんな判決見れば分かるところです
が、そこは十分考えてほしいと思います。

ただ心配なのは、今若い人たち3組に1組ぐらい離婚される人たちがいらっしゃ
ると。その中でやっぱりDVの占める割合もかなり多いということが言われて
いますから、そこは十分考えた上で対応できる準備もしておいてほしいという私
の考えです。何かあればいいですが、なければ次に行きますけど。ないですか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） DVの相談窓口というところですけれども、配偶者
の暴力でどこに相談するか分からないということですが、全国の共通の電話番号、
#を押して8008というところに電話しますと、相談機関は案内してもらえる
DV相談ナビっていうのがございます。これホームページのほうでもお知らせを、
国のホームページのほうでもお知らせをしているところでございます。また町内

のスーパーの女性トイレなんかにも相談窓口のチラシなんかも置いて、女性だけではないですが、弱い方が相談できるように周知しているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ぜひちょっとシビアな問題ですから、いろいろを考えてほしいと思います。

3つ目です。時間になると教育長に質問できないので。新教育委員に聞く、学校のあり方検討の中でいろいろ話題になったことですが、2点あります。それ示してありますけども。

私は子供の教育上、子供にとっても先生にとっても、教育効果のあるのは1クラス15人から20人ぐらいで、1クラスの単位は世界的には少人数の方向に向かっていると思っているところです。ただ学校のあり方検討会の中では、当時委員長、これ事務局の案やと思うのですが、これからは少人数化ではなく多人数の方向だと示されました。子供たちを伸び伸び成長させるには多人数の方向なのかということが問いたいわけです。

例えば、保育で言えば、四、五歳児の日本での保育の1クラスの人数は、今でも30人と定められています。今はですね、財政的な保証はない指針上ですが、25人となりましたけれども、本町ではこれを正面から実施するとはなっていないように思います。

が、この30人と決めたのは昭和23年のことですね。75年前。外国からはこの保育のこの数を見てね、この数を見てもう日本の保育はどうなっているのと、考えられないっていうことを指摘されているところです。これは御存じだと思います。つまり子供にとって教育上の1クラスの単位の方向は、世界的には多人数の方向なのか少人数の方向なのかを基本的な考え方として伺いたい。

2つ目の点ですね。もう1点ですが、地域多少の統廃合では、その話を進めるのに少人数では子供もかわいそうと、学校の統廃合、短期間にPTAの役員、つまり保護者を先に説得し、統廃合を決めてしまってから、その後、地域へ話されたというか報告がされたという経過があります。このやり方、学校や保護者と先に学校の統廃合を決めてしまい、後で地域に決まったと話すという行政の進め方でしたが、この進め方は、地域で保護者や学校と地域の人々を分断しかねないこと、また、その後の地域づくりにこれが尾を引くことにならないのか心配です。これはまずい進め方だと私は思っているところですが、この進め方をぜひやめてということを行政に言ってきたのですが、そうはなかったと思っています。

この2点に基本的なところだけお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） まずですね、子供の1クラスの人数ということについてですが、議員言われるように、保育ですと30人、学校で言うと本当に15人、20人という数字的なものもあるかと思うのですが、多ければ多いということのメリット、デメリットもありますし、少人数でもメリット、デメリットあると思います。ただ、私の中ではですね、今、小学校で言いますと35人ということで、中学校ですと今もう福井県では30人というところでやっておりまして、非常に福井県全体で言いますと、本当に少ない、少ないという表現がいいかどうか、人數は少し国が定めているものよりも少ない人数で、これはやっぱり一人一人を手厚く学習支援していくというところでの福井県独自の取組で、それがずっと継続をされていると思います。

この少人数、多人数、大人数という表現自体はですね、どこで線を引くということにもなりますのですけども、少しでも少ない人数できめ細かい指導をしていくっていう点では少ない方がいいのかなというふうにも思います。

ただですね、今、学習指導要領が変わりまして、今、令和の日本型教育っていう形で個別最適な学びと協働的な学びっていう大きな二つの柱で学習をしていくという中で、個別最適な学びはもう本当に一人一人を支援していくっていうイメージで、1人1台のタブレットであるとか、そういういろいろな本町ですと学校教育支援員とかもう本当に一人一人に手厚くするっていうところでの学びです。もう一つはやはりこの協働的な学びというところで、対話を通じて学んでいくといったときには、やはりある程度のやっぱり人数が必要なのかなとも考えておるところです。

今、北小のところで話題になった、それはあり方委員会の中でも出てきていますが、小学校の場合だと1クラス3人以下ですとやっぱり、それが複数になるっていうところが、じゃ今の新しい学習指導要領の今言ったその対話の部分で、それが保障されるかどうかっていうところがやっぱり議論されたかと思っております。

今、私の思いの中では、やはり子供たちが、今学びの中で今やはりどの学校でも会話的な学習が本当に進んでいまして、その姿を見ているとやはり少しここで答え、大人数という言葉を使えばいいか分かりませんが、ある程度のグループが組めるような人数で取り組んでいくっていう学びはとても大切なのかなと思って

おります。

あり方委員会から出ているものを基に、この北小のときの統合のところではそれを基に議論されたということをお聞きしております、やはり先ほどもちょっと答弁の中で言いましたけども、あるいはその古い学びというので、そういうのもやはり大事にしなきゃいけないということ、それからまた新しい課題、学びをどんどん進めていく中で、やはりそこでいろんな議論は当然必要だと思います。

ただ、今そこの学びを今も目の前にしている子供たちはやはり保護者の方と、やはりまずは保護者の方とやっぱりいろんな議論をして、そしてそれがどうなのか、そして今、古きというとまたその地域にも絡めてですね、考えていく必要あるかなと思います。

今、永平寺町がやはりふるさと教育を数年前から本当に力を入れてやってきている部分っていうのは、その地域をやっぱり大事にするっていう意味では、本当に大事なところっていうのは本当に認識としてあります、それが今、子供たちの中でもそれがふるさとに愛着を持つ子供たちの、育成という面でも生きている部分もあるなと思います。

また今後ですねその再編等ですね、いろんな課題が出てくるかとは思いますが、あり方委員会の中で出ているその基本的な3人以下とか、中学校だと、1学年1学級であるとか、そういうところで対象になる学校っていうのはこれからも出てくると思います。ただそれで統合ありきではなくて、そこでまた保護者の方とまた話をさせていただき、そして今後は地域の方の御意見も聞きながら進めいくような形でいけたらなというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 基本的なお考えをお聞きしました。福井県の場合、全国の基準よりも、やっぱり少人数ということで35人とか30人とか出していると。小学校で35人ということは、大体それに達するようなギリギリのところでなしに、一定のその人数で言えば、36人いれば2クラスに分かれるってことですから、少人数が確保されていく。そういう意味では県のそういう点についてはいいと思うのですが、全国を見てみると、自治体によって独自の経費をつけて、少人数にしているところもやっぱりあると聞いていますので、そういう意味では非常に、今、教育長のお話を聞いていて、私もそう思っているところだなというところです。

ただ本当に少なくなってきた、子供が少なくなってきた学校についてはどうす

るかっていう意味では、視察なんかで学んできたのを見てみると、やっぱり頻繁に交流をすると、交流学習をするということで、人数を確保して、地域の学校も残していくという方針を探っているところもあるようです。そういうことをちょっとと思ってどっかで教育長とこんなお話ができればなと思っていましたけど、先日の、先般の教育民生常任委員会と教育長との懇談のところでね、そういう難しい話に踏み込んでしまいますと後が大変になりますので、そこは、委員みんな控えていたのだろうと思います。

率直にやっぱり教育長のそういうお考えを聞いて、納得できるところもあり、ないと思うところもないわけではないので、そこだけは言ってきておきたいと思います。

最後になります。予定より早く終わってしまうのかなと思うのですが、町長の所信の中から、町のプレミアム商品券の発行の在り方の問題です。

町長は、この物価高騰のときに町自身の施策が町民誰もが安心して暮らせるための公平な施策になっているかという点を伺いたいのですが、町長に。町長は、会議の開会の挨拶で、開会の挨拶って町長は言っていますけど、僕は町長の所信表明だと思っているのですが。商工政策といたしましては総額1億円の永平寺町デジタル商品券による物価高騰対応支援事業を現在実施しております。物価高騰による節約意識、買い控え傾向にある町民の方への買物支援で、町内の消費を促進し、事業者支援につなげています。そして、現在66.5%の利用状況だと述べていました。

その前提として、現在高騰した物価がいつと比べるとどれくらい上がってきているのかだけちょっと確認したいと思いますけど、これどこに聞いたらいいかな。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このあと商工観光課が答えますけど、まず今回のこれの考え方、商工観光課が所管をしております。永平寺町の商店の皆さんのがこのデジタルのポイントを入れていただくことによって、これが終わってもまた次の展開いろいろと利活用して、新たなこれからデジタルマネーがこれから普及していく中で、そういった取組をしていただくことによって今後につなげていく。

また、このポイント、上田議員の質問でもありましたが、次またいろいろ有効な手段でも使える中で、そのポイントを使える場所を今この時点でしっかりとやっていく、また、商店の皆さんいろいろ物価高とかで悩んでいる中で、これを1つのまた新たな顧客開拓に使っていただくっていう、そういった思いでスタートさ

せていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） すみません、ちょっと今物価高、物価の比率についてはちょっと今数字を押さえておりませんが、今の消費の支出につきましては総務省のメディア、新聞報道等で発表されておりますのが、令和5年度の調査になりますが、物価変動を除く実質で前年比3.2%を消費支出が落ち込んでいるということでございますので、今回実施しておりますのが物価高騰で、今町長申し上げましたとおりでございます、消費が冷え込んでいる中での町内事業者の支援ということで、商工観光課、商工観光施策として実施をさせていただいております。

本町におきましてプレミアム率の高さから販売後3週間で完売をさせていただきました、デジタルに不慣れな方、高齢の方にも本当に大変意欲的にアプリ登録をいただきました。商工観光課の窓口にもたくさんの町民の高齢の方が操作の仕方を教えてほしいということで、スマートフォンをお持ちになりました、大変意欲的な状況でございました。

事業者の方の声といたしましても、3月16日以降、新北陸新幹線開業でちょっと町外消費に、町外に消費が流れた感があったということも聞いておりまして、デジタル商品券のスタート後には町内消費がまた高まったと、生活必需品を町内で消費する動きが見られるようになったと事業所さんからそういう喜ばしい声も上がっていると聞いております。

また、町外からの新規顧客獲得にも大変つながっていると聞いてございます。

今回の登録事業者は116店舗登録していただきいただきましたので、事業者様のほうにはアンケート調査を実施いたしまして、広角測定をしっかり行っていく予定でございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 町長の考え方と課長の説明をお聞きしましたけど、私はこの間、物価高騰がどれくらいあるかっていうのはちょっと我々がちょっと聞いているのを示すと、2020年と比べると3割程度物価が上がっていると言われています。賃金も今年、一般企業っていうのか、大きい企業で6.何%ですか、上がったりしたと。しかし中小企業は3%台って聞いているように私は思うのですけれども。そういう状況があります。

ただ、物価がどんどん上がっているのに実質賃金は下がっている、消費の落ち

込みもあったということです。町が今回、いわゆる町のプレミアムデジタル商品券といって、これ出していますけど、2万口って、先着2万口って書いてあります。2万口というと大体永平寺町の人口じゃないですか。1人2口までっていうことを書いてあるのを考えると、僕は、紙の商品券として、2,500円ですか、2,000円か、2,000円ですね、出してもいいのではないかと。それなぜかっていいたら、プレミアム商品券やるのは、地域の商業振興だけではないはずです。物価高騰対策としてやっぱり支出するっていうことで名目を示さないと、それはみんなうんと言わないからと思いますおかしい。

そのことを考えると、やっぱりそこはきっと、いわゆる町民に対しては、平等に進めていく。特に公費使っていますから。僕はコロナ禍で大変なときには、商業対策っていうのですか、地域の経済対策として、そういうお金がやっぱり一定程度使わなければあかんってことを言っていました。ただ、今はもう違うのではないかと思います。

だからそこを例えれば、例えですよ。県も今これね、福井はぴコインっていう、はぴコインというのをやってますよね。これもうデジタルのみでしょう。これ二重につける人がいるわけですね。すると、ある意味、全然使えない人とするところらしい差があるのでないですか。

県がやるのは、広域でやるからそれでいいのかもしれません。県という自治体のやることですから。そこで恩恵を被らない人たちにどう目を向けるかっていうのが、末端の地方自治体の1つの大きい役割ではないかと私は思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず2万口というところでございますけれども、今までスタンプラリーを4回やってきました。そのような実績も踏まえまして、大体町民の方、大体半分ぐらいが使っていただいているところを見まして、2万口というところを2口で大体人口の半分の2口というところで計算をさせて、まず出させていただいたところでございます。

それと今全体的な町民への支援というところでございますが、今まで確かにスタンプラリーやふく割ということで、商工振興政策と抱き合せの町民支援ということで取り組んでまいりましたし、また昨年総合政策課のほうからも、町民に一律に商品券の支給などもやってまいりました。そういう中で、町としましてはいろいろな状況を見て、いろんな施策を考えていくわけでございますけれども、

今回におきましては、まず商工観光課といたしましては、事業所さんの支援ということで行わせていただいたと。

それとふく割をやった経験からですね、ぜひデジタル化も推進するということできさせていただいたということで、今回の事業については御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕はこの事業やって駄目やっては言ってないです。やるのなら平等に恩恵を被るように、県の事業もやっているから、そこから落ちこぼれる、谷間にいる人たちもいるっていう、そこへ目を向けることが大事なんじゃないですかっていう指摘だと、私は自分では思っています。そこをぜひ考えてほしいとは思うのですが。そういう訴えっていうのは通らないですかね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員おっしゃることもよく分かります。例えばコロナ禍のときには5,000円全町民に商品券を配らせていただきました。ただその前のときにはプレミアム商品券ということで町民の方にも先着順で並んでやったときもありました。そういうときもまたやっぱり買える人、買えない人がいたとかいうのもあります。

これから、金元議員おっしゃることもよく分かります。で、今回はそういった商工観光課の商業の支援ということできさせていただきましたが、これからいろいろな視点で、ただ、これが全町民の皆さんにというやつができるかどうかということもあります。今回も交付金を使わせていただいておりますので、またそういったのがあったときには、また今度は商工観光課ではなしに、この前は政策課でしたけど、そういう形でそういう支援もしていきたいと思います。

また一方、今効果はどうかという話も出ていますが、例えば減税であったり給付金であったり、国の事業もありますので、例えば今回、町は今回商工ですが、国とかいろいろな給付金もらえない世代もやっぱりいる。そういう世代もありますので、そういういろいろな事業においては、目的とかニーズの中でやっぱりしていくということもあるのかなというふうに思います。

ただ、金元議員のおっしゃることもよく分かりますので、これから次のまたいろいろなときには、ちゃんと精査はしているのですが、といった視点でもまたしっかり精査して、また新しい政策をつくっていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君）　国のいろんな支給金で低所得者、非課税とか、それに準ずる人たちに支給される、10万円とかね、いう話はよくあるのですが、年金の少ない人たちを親に持つて同居している人たちには、そういう恩恵ないですね。世帯分離しないと支給されないっていうことがあるわけですね。僕は国の政策として、同居することによって、どれだけいろんな施策助かっている面があるのかっていうことを考えると、そうやって地域で頑張っている人たちに目を向けたやっぱり施策も含めてやっていかないと、国は1つの基準をつくらないといけないからっていうことでやっているのでしょうか。高齢者にひとしく、年金の少ない人にひとしく支給されるっていうことで僕はいいと思うのですが、実態としてはそうなっていない。そういう谷間にいる人たちもいると思います。

それでですね、とにかくこの物価高や社会保障費の負担は、収入の少ない人々に重くのしかかっているわけです。消費税の負担はその典型です。企業は、消費税1円も負担していません。全部消費者から取っている。自分が使った消費税は集めた消費税天引きして納めればいいですから。そういう制度になっている。全部最後の消費者が負担している。そういう中で、やはり最後のやっぱり住民として、それではやっぱり地方自治体末端の自治体の、心豊かな目配りではないかなって思います。そういうことを考えてほしいと思います。

○議長（中村勘太郎君）　河合町長。

○町長（河合永充君）　しっかり考えてやっていきたいと思っております。

それともう一つは、今回この事業をしまして、各永平寺町内のお店屋さん、このポイントができるようになりましたので、これはせっかく今入りましたので、次、新たな町民の社会参画やボランティア、福祉、こういったことにもまた積極的に、せっかくと言ったらあれですが、投資を、今回こういった事業をしましたので、これに併せて、また次の展開に広げられるように取り組んでいくことも併せて考えていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君）　金元君。

○6番（金元直栄君）　私の質問を終わります。

○議長（中村勘太郎君）　暫時休憩します。

（午後　3時11分　休憩）

（午後　3時11分　再開）

○議長（中村勘太郎君）　休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい
と思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会します。

明日6月12日は午前9時より本会議を開催いたしますので、御参集のほどよ
ろしくお願ひいたします。

本日はどうも御苦労さまでございました。

(午後 3時12分 延会)